

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

厚生常任委員会会議録			
日 時	平成 25 年 12 月 17 日 (火)	開 議	午後 1 時 00 分
		散 会	午後 5 時 23 分
場 所	第 1 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	中島委員長、川畑・斉藤（陽）・上野・斎藤（博）・ 佐々木（茂）各委員 （吹田副委員長欠席）		
説明員	生活環境・医療保険・福祉・病院局経営管理各部長、 保健所参事、保健所長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right;">書 記</div>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、上野委員、斎藤博行委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、陳情提出者から趣旨説明をしたい旨の申出がありますので、説明を受けるため、暫時休憩といたします。

休憩 午後 1 時 01 分

再開 午後 1 時 12 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況等について」

○（生活環境）管理課長

本年 6 月 25 日の厚生常任委員会以降における北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況などについて報告いたします。

平成 25 年広域連合議会第 2 回定例会が 10 月 25 日に開催され、議案として平成 24 年度一般会計歳入歳出決算認定が上程され、認定されました。

平成 24 年度一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入合計 18 億 5,308 万 6,438 円に対して、歳出合計 17 億 9,007 万 2,229 円で、歳入歳出差引き額は 6,301 万 4,209 円の黒字となっています。なお、この黒字額は、今年度に各市町村に還付されました。

次に、広域連合事務局長の報告事項であります。ごみ処理施設運転状況等について、平成 25 年 4 月から 8 月までの実績の報告がありました。

配付いたしました資料、平成 25 年度処理施設の運転状況等に係る関係資料をごらんください。

最初に、1 ページのごみ焼却施設については、受入れ量が 1 万 8,894 トンに対して、焼却処理量は 1 万 8,475 トンで、おおむね前年度並みとなっております。

また、灰溶融炉は国及び北海道電力からの節電要請を受けて昨年引き続き休止しております。

次に、2 ページのリサイクルプラザにつきましては、受入れ量は不燃ごみが 1,499 トン、粗大ごみが 1,397 トン、資源物が 1,550 トンであり、不燃ごみ及び資源ごみはほぼ前年度並み、粗大ごみについては若干の増加となっております。

次に、3 ページから 5 ページの環境監視項目については、全項目で管理値を満たしているとの報告がありました。

○委員長

「北海道後期高齢者医療広域連合について」

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

平成 25 年第 1 回定例会以降の北海道後期高齢者医療広域連合の状況について報告いたします。

資料をごらんください。

1 の北海道後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙の結果についてであります。平成 25 年 10 月 23 日に選挙会が開催され、当選人が決まりました。市長区分では青山剛室蘭市長、前田康吉滝川市長、町村長区分では水沼猛別海町長、市議会議員区分では駒津喜一名寄市議会議員の以上 4 名について、いずれの区分も候補者が欠員数を超

えないため、無投票により当選しております。

次に、2の平成25年第2回北海道後期高齢者医療広域連合議会定例会についてであります。平成25年11月8日に会期1日間で開催されました。

件名と議決結果は、(1)の表のとおりとなっております。

「(2)主な議案の概要」について説明します。

まず、「①の副広域連合長の選任について」であります。高橋正夫本別町長の任期が9月22日をもって満了となったことにより、空席となっていた副広域連合長について、再び同氏を選任したものであります。

「②平成24年度一般会計決算総括表」については、歳入21億2,358万5,000円、歳出17億6,843万1,000円で、差引額3億5,515万4,000円となっております。差引額3億5,515万4,000円のうち、1億7,757万6,000円は市町村事務費負担金等の精算分に、残り1億7,757万8,000円は財政調整基金へ繰入れとしております。

「③平成24年度医療会計決算総括表」については、歳入7,441億9,676万2,000円、歳出7,232億230万4,000円で、差引額は209億9,445万8,000円となっております。この差引額209億9,445万8,000円は、国庫支出金等の精算分としています。

「④平成25年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)」につきましては、前年度決算の確定に伴い市町村事務費負担金収入を減額するほか、国庫支出金の精算に伴う返還金の増額を行うものです。

「⑤平成25年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算(第1号)」につきましては、前年度決算の確定に伴い市町村、支払基金の療養給付費負担金収入を減額するほか、平成24年度国庫支出金などの精算に伴う返還金の増額をするものです。

次に、3の平成25年度第1回、第2回北海道後期高齢者医療広域連合運営協議会の開催についてであります。第1回は7月30日火曜日に開催され、北海道後期高齢者医療広域連合の被保険者の状況等、後期高齢者医療制度の見直し等に関する動き、医療費等及び疾病に係る統計、健康診査事業の取組について、第2回は10月15日火曜日に開催され、平成24年度事業実績及び各会計決算並びに収入対策について協議がなされたところであります。

○委員長

「ふれあいパスについて」

○(福祉)地域福祉課長

ふれあいパスについて報告いたします。

ふれあいパスの実施に当たりましては、これまで利用者、事業者、市の三者が利用実績に応じ、それぞれ負担をまいりました。このたび、バス事業者から来年4月の消費税率の引上げに伴い、市内路線の1人当たりの料金を10円値上げする予定であるとのお話がありました。また、同事業者から、人口減少等に伴う利用者の減や燃料単価の高どまり等の経費の増などにより収支が悪化していることから、来年4月から1乗車当たり10円の事業者負担減についての申入れがありました。

これらのことにより、事業者以外に合わせて20円の負担の増加が生じることとなりますが、市が負担することは、厳しい財政状況を鑑みますと困難でありますので、利用者へ負担いただく方針とするものであります。

具体的な審議につきましては、第1回定例会となりますが、市民生活に少なからず影響があることから、この方針について報告をいたします。

○委員長

「障害福祉サービス受給者証への特別地域加算の記載漏れについて」

○(福祉)障害福祉課長

障害福祉サービス受給者証への特別地域加算の記載漏れについて報告いたします。

初めに、特別地域加算とは障害福祉サービス事業所が過疎地域など、厚生労働大臣が定める地域に居住している

利用者に対してサービスを提供した場合に、1 回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算して、市町村に対し請求できるものであります。小樽市においては、加算の対象となる事業は8事業であります。

次に、記載漏れの経過につきましては、平成21年4月に国により特別地域加算が新設された際、小樽市は加算の対象地域でなかったことから、平成22年4月に過疎地域の公示を受けた以降、特別地域加算に該当しているということに気づかず、そのため、障害福祉サービス受給者証に当該加算の対象となる旨を記載しないまま、経過いたしました。

昨年12月に事業所から問い合わせがあり、職員は小樽市が特別地域加算の対象になることを知りましたが、障害福祉サービス受給者証に特別地域加算の対象となる旨を表示して事業所に周知を行うことが最初の作業になることなどの認識がなく、本年7月、別の事業所から問い合わせがあり、再確認の結果、誤りに気づいたものであります。

その後の対応といたしましては、事業所が市に対して本来請求できた平成22年度から24年度までの特別地域加算額の所要額と今年度の当初予算額に対応する15パーセント相当額を合わせた6,155万6,000円をこのたびの議会で補正予算として計上させていただくとともに、サービス提供事業所に対しましては、今後、加算をつけて請求していただくこと、平成22年度以降の加算分もさかのぼって請求していただくことなどを説明してまいりました。

なお、市町村民税課税世帯の利用者の方は1割の利用者負担額が増額することとなりますが、これにつきましては、平成26年1月サービス利用分から利用者の皆様に請求していただくことについて事業所に御理解をいただいているところであります。

なお、小樽市が事業所に対して特別地域加算額としてお支払いするものにつきましては、通常の障害福祉サービス費に対するものと同様に、国から2分の1、北海道から4分の1が負担金として入ってくるものであります。

最後に、再発防止への取組につきましては、福祉にかかわる業務はさまざまな法令を基に行われており、制度改正があれば短い期間の中でそれに応じた対応をしていくことが必要になります。平成22年7月に示された業務事故防止の指針の内容、特に制度の改正があった場合には、事故防止の観点からも職場内での情報共有が重要なポイントになることや、業務や制度にかかわる苦情や相談、問い合わせは情報共有するとともに、調べて内容整理することについて改めて職員に認識させ、取り組んでいくものであります。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

共産党。

○川畑委員

◎陳情第322号（共同保育所ポッポの家の解体及び清算費用の経費負担方）について

陳情第322号については、共同保育所ポッポの家の閉所にかかわる問題です。

ポッポの家は、1971年に無認可保育所として開設しましたが、2014年3月末をもって保育所を閉所することになり、42年の歴史を閉じるということです。

陳情では、これまでの21年間、小樽市の産休明けの保育を担ってきたこと、あるいは6時半までの延長保育を開始して小樽の延長保育にも貢献したこと、あるいは市外に在住して小樽市に勤務する保護者の児童を受け入れる広域保育、そして保護者の入院などに対する緊急一時保育などの取組をしてきたことを挙げて、市の保育の不足分を補って、保育行政に先駆的な補完的役割を果たしてきたと自賛していたところです。

それで伺いますけれども、市の担当部局として、これらのことについてどのように評価されているのか、聞かせてください。

○（福祉）子育て支援課長

今、御質問にございましたとおり、産休明け保育などに早くから取り組まれ、加えて延長保育などにつきましても、利用者のニーズに柔軟に対応して、保育施設の運営を行ってこられたと認識しております。また、認可保育所で入所待ちなどの児童が生じた場合もございますけれども、共同保育所ポッポの家などで緊急に入所させていただいたことも過去にはあったものというふうに思います。そういったことでは、市民の皆様のいろいろな保育利用について便宜を図っていただいたものというふうに思っているところであります。

○川畑委員

無認可保育所ですけれども、父母の実情を捉えた中での積極的な取組に対して、本市でもこれまで支援されてきたものと受け止めているのですが、補助額については、本市の要綱あるいは条例で決められているのでしょうか。

また、これまで毎年補助金を支給されてきたと思うのですが、定額部分や園児数に応じた部分などの補助額が具体的にどういうふうになっていたのか聞かせてもらえますか。

○（福祉）子育て支援課長

前段の補助金の支出に關してであります。規定としては要綱、条例等ではなく補助金支出基準として要件及び補助金の積算基準を定め、単年度ごとに一般計上し、補助金として支出をしてきたという内容でございます。

金額でございますけれども、直近の3か年で申しますと、平成22年度が148万円、23年度が138万円、24年度が145万円になっております。

○川畑委員

直近で常に138万円から148万円くらいの補助をしてきたということのようです。

定数が26人と伺ってまして、現在は、その定数の中で13人の児童がいるようですけれども、平成25年度に閉所しますが、来年3月分までの補助金は幾ら支給されているのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

平成25年度における補助金額につきましては、146万円となっております。

○川畑委員

今は職員が5人で運営しているというふうに聞きました。来年3月末まで園児を預かることから、4月以降は閉園後の整理作業などを、この5人の職員はボランティアとして無給で行うことになっていると伺ったのですが、この辺については御存じでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

4月以降の施設の運営についてであります。1度面談した際にお聞きした内容になりますけれども、4月の中ごろから施設の解体に着手したい。それから一定の残務整理を行うというように聞いておまして、具体的に勤務される方々の人数や日程などまでは聞いていないところでございます。

○川畑委員

私が聞いた中では、やはり残務整理などで1か月以上はかかるだろうという話を伺っています。

また、ポッポの家の建物は、一部増改築されているようですけれども、建ててから八十数年たっているということもあり、取り壊す以外に対処する方法はないという話を伺っています。建物を取り壊した上でなければ、その土地も売却できないと。土地を売却して閉園処理費用に充てる計画だという話も伺っているところですが、建物の解体及び土地の測量費用、あるいは残務整理費用などで160万円ほどが見込まれていると。自分たちの努力で100万円程度の資金を集めているということですが、その中で60万円が不足しているということで、60万円自体は少ないかもしれないのですが、市に補助を求めているものです。ポッポの家がこれまでの保育行政に貢献したことに対して何らかの補助ができないものかどうか、それについてお聞きしたいのですが、閉園に当たって補助を行うことができないという理由が何かあるならば、この二つの問題についてお伺いしたいと思います。

○（福祉）子育て支援課長

これまでの貢献について補助ができないか、また補助できない理由はあるのかという御質問だと思いますが、一般的に申し上げまして、市が特定の事業などに補助金を支出する場合におきましては、市の行政目的との合致でありますとか、公益性などの観点で補助すべきか、また補助が可能かという検討を行いますけれども、今回の場合については解体費用というふう聞いておりますので、その内容からしますと、市として補助することは難しいものというふうに考えております。

○川畑委員

そういった難しい面はあるのでしょうかけれども、例えば学校などを閉鎖するときには、それなりの費用が教育委員会から出るように伺っていますので、本市としても閉園に当たって可能な援助がないのか。例えば4月から職員がボランティア作業で整理作業をすることになっているのですけれども、それらの人件費補助などを支援できないものなのか、その辺の検討をしていただくようお願いしたいと思うのですがいかがですか。

○（福祉）子育て支援課長

4月以降の残務処理等にかかわる人件費補助についてでございますが、直前の御質問にもありましたけれども、施設としては3月末で事業を廃止されるので、4月以降は認可外保育施設という運営形態ではなくなるということもございます。また、残務整理自体を補助対象とすることにつきましては、さきに申し上げたような内容から考えますと、解体費と同様、少し難しいものというふうに考えているところでございます。

○川畑委員

ポッポの家の閉所に当たっては、そういう点ではかなり難しいということを強調されていますけれども、何らかの方法を検討していただきたいと、そのことを重ねてお願いしたいと思います。

◎陳情第323号（容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書の提出方）について

次に、陳情第323号について質問させていただきますが、これは容器包装リサイクル法の問題であります。容器包装リサイクル法を改正して、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書の提出を求める陳情では、容器包装リサイクル法が循環型社会形成推進基本法の3Rの優先順位に反してリサイクル優先に偏っていると言っております。この辺が、私もよくわからないところなので、循環型社会形成推進基本法と3Rの優先順位について簡単に説明していただけますか。

○（生活環境）廃棄物対策課長

循環型社会形成推進基本法でございますけれども、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない循環型社会を形成することが急務となっていたことから、廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、個別の廃棄物・リサイクル関係法律の整備と相まって、循環型社会の形成に向け実効ある取組の推進を図る目的で、平成12年6月2日に公布された法律でございます。

次に、3Rの優先順位でございますけれども、循環型社会形成推進基本法において、「製品にあってはなるべく長期間使用されること等により、廃棄物等となることができるだけ抑制されなければならない」というリデュースを先に持ってまいりまして、続いて「循環資源の全部又は一部のうち、再使用をすることができるものについては、再使用がされなければならない」というリユースでございます。さらに、「再使用がされないものであって再生利用をすることができるものについては、再生利用がされなければならない」というリサイクルというふうに3Rの優先順位をつけてございます。

リデュースは、廃棄物等がいったん発生してしまえば、資源として循環的な利用を行う場合であっても、少なからず環境への負荷を発生させることから、これを発生させないことが最も効果的ということ、リユースは形状を維

持したまま使用することから、リサイクルに比べると資源の損失が少なく、また、その過程から発生する廃棄物が量も少ないことから、リサイクルに先んじて取り組まれるべきものとされているところでございます。

○川畑委員

要するに、3Rというのは廃棄物等の発生の抑制が第一で、そして再使用をする、そして再生利用をしていくということを基本にしているということですね。

それで、燃やすごみを減らすには、できるだけごみを出さないようにすることが大事だということと、それから再利用すること、同時に資源としてリサイクルすることも必要ですが、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、いわゆる容器包装リサイクル法が制定されているのですけれども、容器包装リサイクル法の特徴とその目的について説明していただけますか。

○（生活環境）廃棄物対策課長

容器包装リサイクル法でございますけれども、家庭から搬出されるごみの容積で約6割を占めていると言われます。容器包装廃棄物につきまして、リサイクルの促進などにより廃棄物の減量化を図るとともに、資源の有効利用を図るため、平成7年6月に制定され、9年4月から本格施行された法律です。容器包装廃棄物の処理を消費者は分別して排出すること、市町村が分別収集を行うこと、容器の製造事業者・容器包装を用いて中身の商品を販売する事業者はリサイクルするというふうに三者の役割分担を決め、三者が一体となって容器包装廃棄物の削減に取り組むことを義務づけたものでございます。

○川畑委員

そういう意味ではこの容器包装リサイクル法には画期的な面があったと思うのですが、施行によって自治体にどのような影響を与えたことになるのか、その辺について説明してください。

○（生活環境）廃棄物対策課長

本市におきましては、平成8年度から一部のモデル地区で缶、瓶、紙パック、ペットボトルの分別収集を行っておりましたが、本格的には17年度の燃やすごみ、燃やさないごみの有料化と同時に、紙製容器包装やプラスチック製容器包装を加える形で、資源物として全市で分別収集を開始しております。収集した瓶、缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装につきましては、北しりべし廃棄物処理広域連合で選別や圧縮こん包を行った後、容器の製造業者等の団体でつくりました指定法人である日本容器包装リサイクル協会に引き渡しているところでございます。

○川畑委員

ごみリサイクル率の推移について私が調べたところによりますと、全国的には、平成7年に法律が制定された時点で9.8パーセントだという報告がありました。10年度には12.1パーセント、そして最近の資料の中で全国的には23年度には20.4という報告がされているのですが、小樽市のリサイクル率にはどのような変化があったのか、お知らせいただけますか。

○（生活環境）廃棄物対策課長

国のリサイクル率の計算方式で計算いたしますと、平成10年度は小樽市のリサイクル率は3.6パーセントになっております。23年度につきましては、18.4パーセントになってございます。

○川畑委員

今の答弁でもわかるとおり、容器包装リサイクル法ができてリサイクル率が上昇しているのですが、ペットボトルの搬出量が増えているというのが事実です。この問題がどういうことなのか、説明していただけますか。

○（生活環境）廃棄物対策課長

ペットボトルの搬出量につきましては、平成17年度から分別収集をしておりますけれども、ペットボトル自体の普及が多くなってきたことから、当然排出量も増え、搬出量も増えているものと思っております。

○川畑委員

瓶は、事業者の責任で回収するという事で再利用されていたのですが、ペットボトルにするとその手間や費用がかからなくなることから、事業者がペットボトルにシフトしてきたのかなと私は思っているのです。この後、2005年に容器包装リサイクル法が改正されているのですが、2005年に変更された要点にはどのようなことがあるのか、説明していただけますか。

○（生活環境）廃棄物対策課長

改正容器包装リサイクル法ですが、平成18年6月に公布されております。主な見直し項目は、排出抑制の促進として容器包装廃棄物排出抑制推進員制度の創設、容器包装の多量排出事業者に対する国への報告義務、質の高い分別収集・再商品化の推進を目的とした事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設、事業者間の公平性の確保を目的としてリサイクル義務を果たさない事業者に対する罰則の強化、円滑なリサイクルに向けた国の方針の明確化などとなっております。

○川畑委員

その中で、資金拠出制度が創設されたというふうに私は聞いているのですが、これによって小樽市はどのような状況になっているのか。ランク付けされていると聞いているのですが、どのような変化が起きているのか聞かせてください。

○（生活環境）廃棄物対策課長

市町村への資金拠出制度でございますけれども、事業者のほうで再商品化に要すると見込まれた金額、これは予算のようなものですが、この見込まれた金額が現にリサイクルするのにかかった金額、これを決算額としますと、予算額が決算額より多い、決算額が少なく済んだ場合に不用額が出ることとなります。それは市町村が一生懸命分別収集をして頑張った結果でありますから、その浮いたお金の半分は事業者から市町村に返してくださいというのが資金拠出制度でございます。その際にリサイクルの貢献度、我々はランクと言っておりますけれども、貢献度の大きい市町村にたくさんお金を払うという制度でございます。その浮いたお金が原資となるのですけれども、原資となる金額が大きくてランクの高い市町村が少なければ、分け前が増えますので拠出金は高額になりますし、原資が少なくてもランクの高い市町村が多ければ、少額しか拠出されないというシステムとなっております。

このランクづけは、年1回、容器包装リサイクル協会に引き渡した品物の品質検査が行われまして、その分別状況により、AランクからDランクまで分類されてございます。本市に対する拠出金の金額ですけれども、平成20年度の検査でAランクでしたので、21年度は3,227万3,802円拠出されてございます。21年度の検査ではプラスチック製容器包装のランクがBランクに落ちてしましまして、22年度は640万1,402円です。22年度の検査でAランクに戻りましたので23年度は2,263万4,406円です。23年度の検査でもAランクだったのですが、この年に再商品化の見込額の見直しが行われまして、原資が大幅に減ってしまったため、24年度の拠出金は371万428円となっております。

○川畑委員

ランクによってずいぶん差があるので驚いたのですが、例えばAとBというランクで4倍から5倍ぐらいの差があります。そしてまた想定額の見直しがあり、大きく下げられたと、ここに大きな矛盾があるのだなというのをつくづく感じさせていただきました。

容器包装リサイクル法の改正に当たっては、市民団体からいろいろ意見が出ていたと思うのです。例えば発生の抑制、再使用が優先させた2Rの原則を基本に据えること、あるいは自治体の資金化費用の負担を軽減すること、三つ目には事業者が最終処理まで責任を負う仕組みを法律に明記することなどの要望が出されたという伺っているのですが、これらの要望は実際に実現していたのでしょうか。

○（生活環境）廃棄物対策課長

法改正が行われたのは平成18年で、それ以降の改正は行われておりませんが、市民団体の方々からだけで

はなくて、行政からも全国市長会や全国都市清掃会議を通じて国に要望を上げておきまして、最新では平成25年11月14日に全国市長会理事会におきまして廃棄物・リサイクル対策に関する重点提言が出されております。その中で容器包装リサイクル制度について「拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化・明確化を図るとともに、都市自治体と事業者等との役割分担及び企業負担を適切に見直すこと。特に、都市自治体の収集運搬、選別保管に係る費用負担を軽減すること」が提言をされております。現在、国の中央環境審議会において容器包装リサイクル法の改正について議論されておりますので、市民団体や自治体の要望が反映されることを期待しているところでございます。

○川畑委員

最後に、自治体の資源化費用の負担について伺いますが、小樽市はペットボトルやプラスチック類でどの程度負担しているのか、近年で結構なので聞かせていただけますか。

○（生活環境）廃棄物対策課長

ペットボトルや容器包装プラスチックの処理費用でございますけれども、平成24年度収集運搬委託料や容器包装リサイクル協会への委託料等で6,222万7,501円となっております。ただ、収集したプラスチック材は北しりべし廃棄物処理広域連合で手選別や圧縮こん包の処理を行っておりますので、この費用につきましては、ごみの焼却も含めて一括して負担金として払っておりますので、その部分だけの細かい内訳はございません。

○川畑委員

これは平成24年度ですが、22年度からの変化がどうだったのかわかりますか。

○（生活環境）廃棄物対策課長

平成22年度でございますけれども、プラスチック類は6,315万145円、23年度は6,089万4,965円となっております。

○川畑委員

今、聞いたように、自治体のリサイクルを積極的に進めることで、自治体の負担が一層増えるという仕組み自体が法律の問題だとして改正を求める陳情だと思いますので、意見書を国や関係行政に提出してほしいという陳情の願意は妥当だと判断いたしました。これについては、皆さんも御賛同いただけるように御協力を願いたいと思います。

◎生活支援ハウスについて

次に、生活支援ハウスについて伺います。これについては、新聞記事を見て驚いているところなので、それを基本に聞きたいと思います。

2013年度の行政評価において、赤岩の高齢者施設、生活支援ハウスの運営を「休廃止・終了」と判断したと報道されているのですが、その経過について伺います。

まず、2013年度の行政評価の目的と生活支援ハウスの運営について提起された部局はどこなのか、どこから提起されたのか、お聞かせいただけますか。

○（福祉）地域福祉課長

まず、2013年度、平成25年度の行政評価の目的についてでございますけれども、行政評価の目的そのものは本市の人口減少や少子高齢化の進行などによって、歳入の増加が見込めない一方、行政ニーズが多様化してきて、選択と集中の観点が必要であると。こういう中で限られた行財政資源を効果的に配分する必要があるために、行政評価という手法を活用して、事業の必要な点検や見直し、それから効果を把握し、そういう中で今後の方向性を整理して、継続して業務の改善と改革を図ることによって、持続可能な自治体経営につなげることを目的としております。

次に、生活支援ハウスの運営について提起した部局ということですが、平成25年度の評価に当たっての事業を所管しておりますのは総務部と財政部でございます。平成25年度の当初予算において一般財源の額の大きいものを各部局から1から2事業程度を選定して、所管に対して、まずは自己評価をするようにということでございます。

提起した部局というのは、総務部と財政部でございます。

○川畑委員

まず、自己評価をされたということで、二次評価は総務部と財政部でされたということですが、その評価の内容はどういうことでしたか。

○（福祉）地域福祉課長

まず、生活支援ハウスについてですが、これは高齢者に対して介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することによって、安心して健康で明るい生活を送れるように支援して高齢者福祉の増進を図るのが本事業の目的でございます。それとあわせて、平成12年度の介護保険制度施行により、それまで介護保険施設に措置入所していた方たちが介護認定を受ける必要が生じまして、そこで自立や要支援と認定された場合は、施行後5年間という猶予期間はありますが、その施設を退所しなければならないという事態が生じましたが、その方たちの受皿となる福祉施設を自治体は整備するように努めなさいという国の通知がございましたので、生活支援ハウスについては市内の福祉法人が設置して、それに対して市が補助をしたという経過がございます。

次に、自己評価でございますけれども、まず必要性についてですが、市内には養護老人ホームやケアハウス等の代替施設があるので必要性は薄いという判断をしました。また、緊急性については先ほど申し上げましたとおり、介護保険制度導入時に不利益をこうむるとされる方々のための施設でございますが、施設整備当初は何名かそういう方がいるのではないかと推測をしておりましたが、実際にはそういった方はいらっしゃいませんでしたので、緊急性についてはないという判断をしました。また、優先性でございますが、これも緊急性と同様に介護保険制度導入時に不利益をこうむるとされる市民に対応するための施設でございますけれども、実際にはおりませんでしたので、優先性は低いという判断をしました。

先ほど、市内の社会福祉法人がその整備をしたと申し上げましたが、生活支援ハウスの実施主体は市でございますので、社会福祉法人に対して委託をしているということになってございます。

○川畑委員

新聞には、市内の社会福祉法人と出ていましたけれども、具体的にその名前は言えますか。

○（福祉）地域福祉課長

社会福祉法人ノマド福祉会でございます。

○川畑委員

養護老人ホームなどから退去しなければならない高齢者の受皿という話で、この新聞報道にもそういうことが書いてあるのですが、要介護度が低くて退所できる対象者というのは実際にいたのですか。

○（福祉）地域福祉課長

実際にはそういった方々はいなかったと聞いております。

○川畑委員

では、現実に入っている方々というのは、どういう方が入っておられるのですか。

○（福祉）地域福祉課長

まず、生活支援ハウスの対象者として、市内に居住する60歳以上の高齢者で、独立して生活することに不安がある方で三つの条件に該当する方となっております。その三つの条件というのは、ひとり暮らし、夫婦のみの世帯、家族による援助を受けることが困難な方となっております。この方々に対して住居を提供することとあわせて、いろいろな相談を受けたり、助言をしながら入居者みずからが自炊で生活する施設となっております。

○川畑委員

この施設に本市が法人に支払う運営費うんぬんということがありますが、年間に委託費としてどのくらい払われているのか、その辺の中身を聞かせていただけますか。

○（福祉）地域福祉課長

年間1,230万円ほどでございます。

○川畑委員

その額は丸々市の負担として払っているのですか。

○（福祉）地域福祉課長

財源としては全額一般財源でございます、交付税措置の対象にもなっております。

○川畑委員

交付税としてはどの程度が入ってきているかわかりますか。

○（福祉）地域福祉課長

約800万円になっております。

○川畑委員

そうなりますと、年間委託料が1,230万円で、交付税で入ってくるのが800万円ぐらいとなれば、430万円ぐらいが市の負担だということによろしいですか。

○（福祉）地域福祉課長

交付税措置を考慮しますと、そういう形になります。

○川畑委員

事業の目的が達成されたとして「休廃止・終了」という判定をしたということですが、休廃止するという点では、この後、入居者の受入先の確保の必要性うんぬんということで、2018年までに廃止と言っているようでは、これを延長するということは考えていないのですか。

○（福祉）地域福祉課長

生活支援ハウスそのもの自体は平成16年度から実施委託しておりまして、16年度当初は全額国庫補助金がありましたが、17年度以降は三位一体の改革で一般財源化されました。交付税措置されている額も年々減ってきておりまして、現在も事実上は持ち出しがあるということになっています。また、生活支援ハウス自体の入所定員が12名でございます、自炊ができる比較的元気な高齢者となりますが、そういう方々は市内に大勢いらっしゃると思いますので、この12名の方々に対して比較的安価な入所料で入所していただいていることに対しては、一般財源の使い方としてどうなのかという疑問がございまして休廃止となりましたけれども、まずはこの方々の次の入所先の選定をしなければならいでしょうし、この施設自体も法人側としてはあまり経営的にうまみのある施設ではないというふうに聞いていますので、今後ほかの目的の福祉施設としての転用も考えておられるようですから、その辺は法人側とも話をしていきたいというふうに思っております。

○川畑委員

ここは厚生常任委員会ですが、私は住宅行政審議会の委員もしているものですから、実は単身者の住宅が足りないという現状がありますので、そういうことを考えれば、12世帯という数字ですけれども、今入っておられる方は主に単身者だと聞いていますので、市営住宅の関係では、単身世帯の応募倍率が一般世帯全体に比べても高くなるのが現実なので、このような状況の中では生活支援ハウスを継続していただきたいと、私としてはそういうふうに思っているのです、それらも含めて今後検討していただきたいと思います。

○（福祉）地域福祉課長

平成24年度まで特定目的住宅の受付申請を地域福祉課でやっておりました関係上、市営住宅については若干知識がございまして、単身者用の市営住宅が比較的少ないというのも存じておりますが、これにつきましては、建設部にこういうお話があったということで話をしていきたいというふうに思います。

○川畑委員

◎ふれあいバス事業に係る利用者負担の見直しについて

次に、ふれあいバス事業について伺いますが、予算特別委員会でも質問しているので、繰り返さないように要点だけ質問させていただきます。

今回、ふれあいバスの見直しの報告があったのですが、この報告で方向性が決められてしまうのかどうか、その辺を確認させてください。

○（福祉）地域福祉課長

先ほど報告しましたふれあいバスの負担の見直しについてでございますけれども、これについては、ふれあいバスに関する市の予算が入りました平成26年度の当初予算を審議する第1回定例会が実質的な審議の機会になると思いますけれども、私どもの方針としましては、20円の負担を利用者にさせていただくということでございまして、利用者の方してみると少なからず影響が大きいものというふうに思っておりますので、第1回定例会の前に方針をあらかじめ示しておく必要があるだろうということで、今回報告させていただいたところでございます。

○川畑委員

今回のふれあいバスの問題で大きく疑問を感じる点があるのです。

一つは、中央バスは民間企業ですけれども、今回、消費税の増税を理由にして運賃を改定すると。それで、市内均一の料金が210円から220円に、そして定期券は値上げしないで見送るという内容だと伺いました。ふれあいバスの事業者負担を今までの40円から30円にすると、率にすると19パーセントから13.5パーセントに下がったこととなるのです。この引下げというのは、バスカードでいけば1万円のバスカードを買った割引率とほぼ同じ形になります。

もう一つちょっと疑問だと思っているのは、将来的に事業者負担を20円までさらに引き下げたいという考えだというふうに聞いています。そうすると、割引率が9パーセントまで下がるのです。そうすると、バスカードの1,000円とか3,000円と同じ割引率になります。そうすると、ふれあいバスの割引という感覚がもう全くなくなるのではないかと。予算特別委員会でも言ったのですけれども、それはむしろ公共性の高い企業の社会的貢献を放棄しているのではないかとというふうに私は捉えました。

市としても中央バスにはそういう点では社会的貢献を堅持してもらおうような、そういうことをやはり積極的に訴えるべきだと思うのですが、その点はいかがですか。

○（福祉）地域福祉課長

バス事業者につきましては、平成9年度からこの制度の実施以来、多大な協力をしていただいて今に至っているものでございまして、これまで社会貢献をされてきたことについては、認めるところでございますけれども、今回、事業者負担の10円軽減を申し入れてきた背景は、市内路線が23年度から赤字になったことが一番大きいわけでございます。中央バスは、将来的に最終的には9パーセントということでして、当面はこの13パーセントをお願いしたいというお話でございました。9パーセントにまでなりますと、この事業そのものの意味がなくなるということで、バスカードを買えば同じような割引率になってしまいますので、9パーセントまで引き下げるというのは、よほど中央バスの経営が、今よりもさらに悪化することがない限りはないのではないかと、ないのではないかとというのは私個人の推測ですけれども、そういった中央バスの経営状況の悪化という背景の中では、1万円のバスカードの13パーセントの割引と同程度というのはやむを得ないのではないかとというふうに考えております。

○川畑委員

もう一つ、本市にも問題点があると思っているわけですが、中央バスの要求を市の財政が厳しいからといって市が何ら吸収することなく全て利用者に丸投げしていると、これがやはり重大な問題だと私は思っています。確かに今の市の財政が厳しいのはいろいろ聞いていますが、市民は年金の引下げだとか、来年4月からの消費税増税でもっと厳しい生活を強いられるわけです。ですから、利用者には丸投げしないで増額分を市が負担するべきだと思うの

ですが、もし市が負担をするとした場合、その額はどのくらいになるのですか。

○（福祉）地域福祉課長

ふれあいパス自体は、1冊10枚つづりの回数券を年間で22万冊程度販売しているので、これをベースに考えますと、10円を負担することによって2,200万円の負担増になります。ですから、この20円を仮に市が全て負担するとなれば、4,400万円の負担増となります。

○川畑委員

今、中央バスから事業負担が40円だったのを30円にしてほしいと。そして料金の値上げ分を合わせた20円を小樽市は利用者に負担してもらうという提案をされたわけです。以前、ふれあいパスに対する市の事業費が2001年から2003年までは2億円を超えているのです。現在は1億5,000万円くらいと言っていますが、正確には1億4,347万円というのが2012年度の額です。ですから、それに4,400万円加えても2億円にはならないので、過去の最高額だった状況の範囲内におさまるわけですから、何としてもやはり今の高齢者あるいはふれあいパスを利用する方々に負担を丸投げしないで、市が負担すべきだと、共産党はそのように思っているのです。ですから、その点でそういうことを考える余地がないのか、もう一度聞かせてください。

○（福祉）地域福祉課長

確かに事業費自体が2億円を超えていた時期はございました。ただ、事業費は確かに減少しておりますが、あくまでも現年度、また将来的な財政負担を考えたときに、ふれあいパスの事業費を増やすべきなのか、それとも見直すべきなのかということを考えざるを得ないわけです。過去と比べれば確かにそういったことが言えるかもしれませんが、今ある財源をどのように配分するかというのは今考えなければなりませんので、そういった観点で検討した結果、この20円については市の方針としては利用者の方に負担をしていただくということになったものでございます。

○川畑委員

4,400万円を市が負担すべきだというのは共産党の要求です。小樽市で言うふれあいパス事業というのは、全国のあちらこちらで行われていると思うのです。ですから、国の補助金、あるいは地方交付税措置を行って行って、利用者負担をやめると、そういう制度を存続させる、そういうことを全国市長会等で国に財政支援を要望する、要求していくということを今市長に努力していただく必要があるのだらうと思うのです。そのことを強く要望して、この項で質問を終わりたいと思います。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○上野委員

◎高齢者の病気の予防について

最初に、高齢者の病気の予防について質問させていただきます。

北海道は大変医療費が高いという中で、高齢者におきましては、できるだけ検診、あるいはワクチン接種により病気の予防や重度化を防ぐことによって医療費の抑制にもつながるという観点から何度か質問させていただいてます。私は以前、肺炎の話をいたしました。最近、俳優の西田敏行氏が肺炎について啓発するCMをよく見かけますけれども、肺炎、あるいはこの時期はインフルエンザなど、高齢者への予防対策について現状がどのようになっているのか、お聞かせください。

○（保健所）保健総務課長

高齢者の方々に対するインフルエンザなり肺炎に対する予防策でございますけれども、私どもといたしましては、65歳以上の高齢者につきましては、インフルエンザの予防接種につきまして、一部公費助成ということで、さまざま

まな機会を捉えてお知らせして、予防接種を受けていただくことによってインフルエンザ、それからインフルエンザにより場合によっては重篤な肺炎になることもございますので、あわせて予防するために、基本的にはインフルエンザの予防接種を中心に接種していただくよう啓発しています。

○上野委員

今、インフルエンザという答弁がありました。インフルエンザワクチンの接種率は、例年、大体横ばい状況が続いていて、今年はまだ始まったばかりですけれども、当年度の接種率を上げるような取組、あるいは現状どれぐらい接種率があるか、わかる範囲で結構です。お聞かせください。

○（保健所）保健総務課長

まず、インフルエンザの予防接種の啓発につきましては、各医療機関等公共施設を含めて予防接種に関するポスター等の掲示、またホームページにも掲載してございますし、広報おたるでもそういった内容の記事を掲載して啓発に努めているところでございます。予防接種率につきましては、平成24年度で46.2パーセントでございます。

○上野委員

平成24年度は約46パーセントで、なかなか低調なのかなと思うのですが、肺炎球菌ワクチンについては以前、ぜひ肺炎球菌ワクチンも今後考えるべき内容だという提言をさせていただいております。その後、西田敏行氏のCM等で全国的な啓発があって、厚生労働省もそういう観点を少し前向きに考えているからあのようなCMが出ているのかなと思うのですが、肺炎球菌ワクチン等含めた肺炎対策について、保健所では今どのようにお考えか、お聞かせください。

○（保健所）保健総務課長

肺炎球菌の予防接種の取組でございますけれども、厚生労働省の予防接種部会におきまして、高齢者といいますか、成人用の肺炎球菌ワクチンにつきまして、いろいろと検討しているところでございます。その結果、衆議院、参議院の厚生労働委員会で、政府に対して平成25年度末までに成人用肺炎球菌ワクチンを含めた4ワクチンにつきまして、定期接種にするかどうかの結論を出すことを申し入れているところでございます。そういった中で、肺炎の予防につきましては、インフルエンザにかかると重篤な肺炎を起こすことがございますので、インフルエンザの予防接種の中で肺炎の予防についても啓発しているところでございます。

○上野委員

ぜひとも、今、国はそのように動いているということで、以前から保健所の御答弁では国の方針に従ってという言葉がありますので、ぜひとも国の前向きな姿勢を今後も調査いたしまして、予防に努めていただきたいとともに、小児用インフルエンザワクチンの話も以前からずっとしておりますけれども、効果があるものについては国に先立って進めていただきたいものもありますので、今後とも予防接種ワクチンあるいは啓発に対しては御努力をいただきたいと思います。

また、子宮頸がんワクチンについては、重篤な副作用があるということで、逆に危険性がいろいろ出てきておりますので、そういう副作用の分野もしっかり勘案して予防に努めていただきたいと思いますので、ぜひともお願いいたします。

◎夜間急病センターにおける深夜帯の対応について

次に、夜間急病センターの対応についてお尋ねします。

聞いたところによりますと、夜間急病センターは、深夜帯にはドアにロックがかかっているインターホンで対応した後にロックをあけて患者を受け入れるという、何かそういう体制になっているという話を聞いたのですが、これが事実なのかどうか、事実だとすれば、その意図は何なのかということをお聞かせください。

○（保健所）保健総務課長

上野委員の御指摘のとおりです。ロックといいますか、夜中、午後11時45分から平日であれば明朝7時、次の日

が休日であれば9時まで自動ドアを施錠しまして、患者が受診される場合はインターホンで受け付けまして、その後自動ドアを解錠して入っていただくということでございます。

その意図につきましては、スタッフに女性が多いこともございまして、以前も泥酔者の方など、さまざまな方が夜中に、施設のトイレをかしてほしいというようなことで、診療に関係ない形でお見えになる方がいるということで、施設指定管理者である医師会から、11時45分以降につきましては自動ドアをロックしてインターホンで対応させてもらうという申入れがあったという経緯でございます。

○上野委員

今の状態というのは、開設当初からそういうような取決めで行っていたのでしょうか、お聞かせください。

○（保健所）保健総務課長

本年7月の開設当初から、現場スタッフから医師会を通じまして、そういった形でやりたいという話をいただいております。

○上野委員

防犯のためというのは、一つ確かに理由としてはあると思うのですが、そもそも根本の何かが違うかなと私は認識しているのです。夜間急病センターは夜間に病気になった方がそこを訪れて、当然体調が悪くて苦しいから行くのですが、ロックがかけられていてインターホンで対応するというのは、そもそも急病センターの考え方として適切なのかどうかというのが非常に疑問を感じるところであります。利用された方からは、行ったらドアが閉まっているという状況はおかしいのではないかという話を伺っております。防犯の観点はあるのでしょうけれども、朝の9時までロックをかけるというのもいかがなものかと思えますし、そもそもロックをかけて、まずインターホンで対応するということについて、保健所としてどういうふうにお考えなのかお聞かせください。

○（保健所）保健総務課長

指定管理者の医師会の申入れでは、確かに泥酔の方など、さまざまな方が来て、施設の診療行為の妨げになるということが以前にも多々あったということをお聞きして、そういったことからロックをしたいと。インターホンにつきましてはカメラつきでございまして、すぐさまどういった状況かがわかるということで、施錠については手間取ることなく、確認後すぐにドアを解除するというように対応させていただいております。

また、私どもにそういったことについて、受診者からの苦情等は今までもなかったということでございますので、委員の申出につきましては、今後何かの機会がありましたら、そういった意見があるということをお医師会に伝えたいと思っておりますが、まだ半年程度しかたつてございませぬので、いましばらく状況を見ながら適正な対応ができればと思っておりますけれども、現在のところそういった形でやりたいと思っておりますので、なにとぞ御理解いただきたいと思っております。

○上野委員

もともとの夜間急病センターの考え方というか、夜間に行うのが夜間急病センターでありますから、ロックをしてどうのこうのというのは本当にちょっと本末転倒だと思っておりますので、ぜひともまた医師会と御議論していただいて、やはり市民に開かれた夜間急病センターであるべきでありますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

◎合同墓について

続きまして、合同墓についてお聞かせいただきたいと思います。

合同墓が開設してから1年がたちましたけれども、現在の状況、数を含めてお聞かせいただければと思います。

○（生活環境）戸籍住民課長

合同墓の現在の数ということですが、まず平成25年度の申込みの件数につきましては、キャンセルを除いて本日現在で119件です。埋葬の数についてもキャンセル分を除きまして276体になります。

○上野委員

平成25年度は119件で276体だと。現在は276体の御遺骨が合同墓の中におさまっているということですが、今までの全ての数としては、現在何体おさまっているのでしょうか。

○（生活環境）戸籍住民課長

今までの総体ということですが、埋蔵の数につきましては418体でございます。

○上野委員

平成25年度は119件の276体、全体的には現在418体ということで、かなり多くの御遺骨がおさまっていると思うのですが、合同墓を利用される主な理由がありましたら、お聞かせいただければと思います。

○（生活環境）戸籍住民課長

自宅で保管されていたケース、また市営墓地から改葬されたケース、また寺院等からの改葬というのもございます。

○上野委員

割合的に一番多いのはどういう理由でしょうか。

○（生活環境）戸籍住民課長

埋葬の数の比較ということで申しますと、今年の場合は市営墓地からの改葬の比率が増えています。

○上野委員

かなり多くの御遺骨が既に納骨されていると判断するわけですが、当初の計画では3,000体の遺骨をおさめるということでしたが、計画としては、年間にどれぐらいをおさめることになっていたのかお聞かせください。

○（生活環境）戸籍住民課長

今、上野委員からお話のありましたとおり3,000体という設計をいたしまして、年間60体ほどあるだろうという想定でつくってございます。

○上野委員

想定が年間60体で、今既に418体の御遺骨がおさまっているということは、計画よりも相当多く入っているのかなと思うわけであります。そうなってくると、やはり今後も高齢世帯、単身といろいろな形で納骨を求められる方が継続的にあると思われる中で、今後、合同墓が計画よりも早く満杯になっていく可能性もなきにしもあらずだと思うのです。以前から問題になっていたのが合同墓と、また別にあります万霊塔のあり方だと思うのですが、その点では、土地も限られていますし、万霊塔と合同墓のあり方について以前は検討していくことにするというような御答弁をいただいていたようにも思いますが、ちょっと記憶が薄いのですが、今後どのように考えていかれるのかお聞かせください。

○（生活環境）戸籍住民課長

合同墓をつくるときに、市民の皆様や関係団体の方々に懇談会等の中で御意見をいただいてきておりまして、いろいろな御意見をいただいております。その中で、今後、合同墓を利用していく中で、寄せられた意見などを踏まえながら改善すべき点があれば検討したいということとその懇談会の中でお話しさせていただいているところであります。今、上野委員から御質問がありましたとおり、数は確かに増えておりますが、いかにせんまだ10月からやって1年というところでありまして、自宅に保管せざるを得なかったというものがやはり相当数あるのではないかとということもありますので、1年で状況をどうこうということにはなっていないのかというふうにも考えておりますので、今後の推移を見ながら、懇談会でお話しした考え方には全然変更がございませんので、推移を見ながらこういう形で改善すべき点があれば検討していくという姿勢で臨みたいというふうにも考えております。

○上野委員

始まって、まだ1年ちょっとでございますが、ぜひとも適正な納骨をしていただくことも当然でありましょうし、

万霊塔と合同墓に関して市側は区別だと言っていますが、懇談会側は差別であるということも言っておりまして、そこら辺が平行線のままになっておりますので、今のところたぶん懇談会が開かれていないと思うのですが、今後とも都合を見て、いろいろな方から御意見を聞きながら、この運営については進めていくべきだと考えますけれども、今後のその懇談会を含めた、体制を含めたお考えについてお聞かせください。

○（生活環境）戸籍住民課長

今後の懇談会のあり方ということの考えをという御質問でございますが、先ほども少し申しましたけれども、寄せられる御意見なども、まだ1年というところでなかなか整理がつかないところもございますし、そういうのを踏まえながら、件数などの推移が出てきますので、そういうのもこの中で皆さんに示しながら、また必要に応じて改善することもあるのかとは思いますが、今の段階ではまだちょっと推移を見たいという考え方でございます。

○上野委員

今後も、ぜひ適正な運営に向けて懇談会の開催も含めて、前向きにお考えいただきたいと思います。

◎障害福祉サービス受給者証への特別地域加算の記載漏れについて

続きまして、先ほど報告のありました障害福祉サービス受給者証への特別地域加算の記載漏れについてですが、予算特別委員会でも各会派から厳しい御意見等が出ていたと思うのですが、改めて少しお聞かせいただきたいと思います。今回の記載漏れについては、市側のミスということでしたけれども、それを1年前の12月に1回そういう申出があったときに、上司への報告があったけれども、その都度適切な措置がされなかった理由について一度お聞かせください。

○（福祉）障害福祉課長

昨年12月時点の当時の地域福祉課の対応でございますけれども、事業所から小樽市はそういう特別地域加算に対応する加算があるということを情報としていただきましたが、そのときに職場においては、それについての対応や回答を求められなかったため、特に調査をせずに報告という形で終わりました、そのようなことで原因を把握できなかったということでございます。

○上野委員

簡単に言えばうっかりしていたとか、しっかり調べなかったのかなというように感じるのですが、そもそも過疎地域の指定を受けたときに、こういう通知が国から来たのかどうなのか、お聞かせください。

○（福祉）障害福祉課長

特別地域加算が創設されたのが平成21年4月でございます。そのときの厚生労働省の通知につきましては、北海道を通して各自治体には届いておりました。そのときに小樽市は、特別地域加算の対象となる過疎地域としての公示をまだ受けていませんでした。そして22年4月に過疎地域の公示を受けました。そういうことでその通知につきまして、過疎地域として公示された以降、見逃していたといいますか、気づきがなかったため、それで経過してしまったということでございます。

○上野委員

今の話を聞きますと、昨年12月だけでなく、そもそも平成22年度に既に通知が来ていたにもかかわらず、それに気づかなかったということで、要するに2回気づいていないのです。大きなミスを2回して今に至っているということです。今回改めてこういうことが発覚して、事業所には多大なる負担がたぶんかかっていると思うのです。3年さかのぼって再請求をかけるというのは、相当な事業負担だと思うので、相当な負担を事業所に強いているという現状があるわけです。人間でありますので誰でもミスをするでしょうし、私もします。ただ、やはりそのミスを最小限に抑えていかなければならないのは、それは市だけではなくて、さまざまな民間の会社においても当然の社員、職員としての責務だと思うのです。その中で、やはり2回もこのようにうっかりというものが出るのは、当然人のミスもあるのですが、構造的な組織の体制というものも非常に問題があるのかなと認識しております。そのよ

うな中で、当然、今後こういうことを起こしてはいけません、特に議論を聞きますと、福祉関係の制度はころころと変わるので、それに対応するのはなかなか難しいということなので、だとするならば、1人だけではなくて、2人、3人と何らかのチームをつくってチェックする機能を今後有していかなければならないと思うのですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○（福祉）障害福祉課長

委員のおっしゃるように、福祉に係る業務は毎年度さまざまな制度改正等がございます。厚生労働省から届く数多くの資料を短い期間の中で職員が読み込んで、それに応じた対応をすべきことが求められることとなります。来年4月にも障害者総合支援法など、福祉の所管に係る新たな改正も予定されております。組織として職場内での情報共有がやはり最初の大きなポイントになると思いますので、職員が積極的に制度の改正を十分に確認して勉強会をして、そういうことに取り組みながら制度の改正に何とか取り組んでいかなければいけないと思います。最初にやるのは、やはり情報の共有化を今後さらに職場としても一番のポイントとして取り組んでまいりたい、そのように考えております。

○上野委員

情報の共有化も当然そうですが、それをしっかりと1人だけではなくて多くの一つのチームとしてやっていく。そして、毎年そういうものがチェックされるような仕組みをやはり中でつくらなければならないと私は考えております。この問題だけではないですが、やはり組織の体制が非常に硬直化しているのではないかという認識を私は非常に受けます。今回は福祉部のミスということでしたが、ほかの部でも対岸の火事ではないわけでありまして、どこの部だって組織体制が変わらなければどのようなミスも起こり得る可能性があると思うのです。部長にお尋ねするのともうかと思うのですが、こういう組織について、やはり今後、部長の皆様方がぜひとも改革していかなければならないと私は思うのであります。当然市長の声もありますけれども、現場からも言っていかなければならない部分があると思うのですが、組織の改革について、現代に即した体制への変革についてどのようにお考えになっているか、お聞かせいただければと思います。

○福祉部長

市役所は、どこの部署もそうだと思いますけれども、制度が変わるとやはりそれに対してしっかりと対応していかなければならないということがございます。福祉部も制度の改正や新設、北海道からの業務の移管、こういったものがありまして、なかなか追いつきにくい状況があったのも確かでございます。今年度になりまして人員体制もしっかりとしてまいりました、おかげさまで。今回の事案を踏まえまして、先ほど担当課長から申し上げたように、福祉部の話をしますと、障害者総合支援法はもとより、子ども・子育て支援法ができて、来年度の途中から新たな対応が必要になってくるとか、それから生活困窮者の対応というのも、今回法案が通って、平成27年度から本格実施という状況になっていますので、とにかく厚生労働省の正式通知がぎりぎりになるわけでございますので、何とか早めに情報をキャッチしまして、職員間で勉強をしていって、情報共有をして、自分たちの直接の制度だけでなく、かわりのあるいろいろな制度をしっかりと認識して、そうした取組をしていきたい。そして、組織としても風通しのいい組織を目指してはいるのですが、やはりそれを実際のものにしていく必要があるというふうにご考えているところでございます。

○上野委員

ぜひとも今回の件だけではなくて、介護保険についても今回予防のことで大分議論がされていましたが、予防もまた変わってくると、またそれに応じた対応をしていかなければならないので、さまざまな部署でいろいろと今に即した形に変えていかなければならない部分も多いと思います。体制を変えとなると、職員課ですと言われるのですが、そういう感覚ではなく、これは全庁的に考えていかなければならないことだと思いますので、今回のミスを二度としないように、そして信頼をしっかりと取り戻すような、そういう外に向かった取組や体制の変換と

というのは、ぜひとも前向きにお考えいただきたいです。今回の第 4 回定例会で自治基本条例も可決されましたので、やはり市民協働という理念も出ていますので、ぜひとも前向きに各部長の皆様方に御研究いただければと思います。

◎桃内の廃棄物最終処分場の延命について

次に、桃内の廃棄物最終処分場についてお聞かせいただきたいと思います。

以前にも何度か質問させていただきましたが、今、最終処分場のかさ上げを検討しているというお話でしたけれども、その後その状況がどうなったのかお聞かせください。

○（生活環境）清水主幹

桃内の廃棄物最終処分場の現在の進捗状況でございますけれども、一般廃棄物処理施設の設置許可権者であります北海道と埋立管理に支障がない範囲で最大限埋立容量を大きくする形の埋立形状を検討しまして、この形状に基づきまして、ごみのすべりの安定解析、各種排水管の耐圧計算、遮水シートの劣化の安全性の検討、かさ上げに伴います浸出水量や水質の検討の資料を作成し、北海道と協議を行っております。今のところ、この協議内容につきましては、本市の考え方でおおむねよいという回答を得てはいますが、ただ、最近のゲリラ豪雨等の降水量に対して、現有施設の地下水や浸出水の処理能力がもつのかどうかということを再度検討してほしいという指示をされておまして、今その検討をしている最中でございます。

○上野委員

このかさ上げに関しましては、当初は別なところにつくるという調査をされていたと思うのですが、別なところにつくるのと、かさ上げでいくのと、予算にはどれぐらいの違いが出てきますでしょうか。

○（生活環境）清水主幹

今のところ大ざっぱな概算でしか事業費を出していないのですが、新しく処分場をつくるとなると 50 億円から 60 億円ぐらいです。今の延命化が順調にいきますと、二、三億円程度でいいという試算を行っております。

○上野委員

概括的な試算だということですが、60 億円と二、三億円では大きく違いますので、やはりこのかさ上げでぜひやらなければならないと思うのです。現在は、たしかあと 6 年ぐらいで大体処分場がいっぱいになるような話だったと思うのですが、延命することによってどれだけ想定される年数が増えるのか、また今協議をされているのですけれども、どれぐらいのスケジュールで決断というか、結果を見計らって事業を行っていくのか、そのスケジュールリニア的などころを聞かせていただきたいと思います。

○（生活環境）清水主幹

平成 23 年度に処分場の残容量調査を行った段階では、当初の 27 年度までという計画に対して 31 年度までもつという結果が出ております。この延命化が順調にいきますと、さらに 8 年から 9 年延びそうだということで、平成で言うと 39 年から 40 年ぐらいまで延伸が可能ではないかというふうに考えております。

また、延命化のスケジュールでございますけれども、今年度で大方の延命化の概略検討を行いますので、それでおおむね北海道の了承を得た段階で、延命する際には町会等の協定変更などもございますので、来年以降、その辺から順次進めていきたいと考えております。

○上野委員

今年度で大方の形がまとまりそうだと。来年度からそういう形で前にどんどん進んでいくという御答弁でございますけれども、ぜひともやはり今は財政も厳しいということなので、予算をかけずに効率的に、そして長く使える施設を構築していただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

◎災害拠点病院について

最後に、災害拠点病院についてお聞かせいただきたいと思います。

今、新市立病院を建設しておまして、災害拠点病院ということで免震構造にして、ヘリポートもついでという

ことで着々と建設しておりますが、そういう建物のハード面だけではなくて、災害拠点病院としてやはり災害が起きたときに当然傷病の患者、あるいは入院患者への食料や水、あるいは薬品、毛布等も含めたそういう備蓄品が現在ほどのような形で備蓄されているのか、また今後備蓄していくのか、お聞かせください。

○（経営管理）小樽病院事務課長

災害拠点病院の指定要件の中に、3日間程度の食料品や水、燃料等といったものを備蓄するようという要件が定められておりまして、当院でも新市立病院の開院に向けましては、3日間程度の食品、水、医薬品、診療材料、患者のための毛布等を備蓄するスペースを確保して、充足要件を満たしてまいる予定でございます。

○上野委員

備蓄については、3日間しっかり対応できるような備蓄をしていくということで、ありがとうございます。

ソフトの面というか、医師、看護師等の災害時における配置、あるいは対応についてはどのように検討されているのか、お聞かせください。

○（経営管理）小樽病院事務課長

災害拠点病院に必要とされております災害時のマニュアルにつきましては、新市立病院を想定したものはまだ完成しておりませんで、現在DMA Tチームのメンバーを中心に災害時の対応のスタッフの動き方、患者の受入れ方、どのように搬送する、あるいは新しい患者を受け入れるといったようなマニュアルを策定しておりまして、今年度中に一定程度完成させるように北海道からもアドバイスを受けておりますので、ただいまそれを進めている最中です。

○上野委員

今年度中にマニュアルができるということで、来年3月までですかね。その後、新市立病院の開院までに時間があるのですが、それについての周知徹底、検証は当然必要だと思うのですが、そこら辺はどのようにお考えなのでしょうか。

○（経営管理）小樽病院事務課長

先ほど申しましたDMA Tチームのメインとなります医師が、院内の研修等も積極的に取り組んでおりまして、現病院でももちろんしておりますけれども、新市立病院におきましても、新しいマニュアルを想定した訓練を今後進めていくということで聞いております。

○上野委員

災害というのはいつ起こるかわかりませんし、そのときの一番の柱というのは各病院だと思いますので、ぜひともハード面の備蓄だけではなくて、今後ソフト面のそういう検証も含めた充実をお願いしたいと思います。

○佐々木（茂）委員

◎陳情第322号（共同保育所ポッポの家の解体及び清算費用の経費負担方）について

先ほど、陳情322号共同保育所ポッポの家の解体費用及び清算費用の経費負担方についての趣旨説明がございましたので、陳情についてはわかったのですが、私が承知していないことがありますので、聞かせていただきたいと思っております。

まず、所有権はどういう形だったのか。また、それに対する対価の支払はあったのかどうか、その点についてはいかがですか。

○（福祉）子育て支援課長

所有権ということでございますけれども、認可外保育施設の跡地と建物の関係だと思いますが、施設からお聞きしておりますのは、現在の園長の名義で登記をされていると聞いております。

また、一定の寄附等を基に購入をされたと、そのように伺っているところでございます。

○佐々木（茂）委員

今、園長が所有者というお答えをいただきましたけれども、それに対して保育所として家賃の支払等はあったのでしょうか、わかりますか。

○（福祉）子育て支援課長

申しわけございませんが、関係する資料を持参しておりませんので、後ほど答弁させていただきます。

○佐々木（茂）委員

もう一つ関連して、先ほど川畑委員の質問への答弁の中でありました、全国市長会に対する提言書について、後でよろしいのですが資料をお願いしたいと思います。

（「わかりました」と呼ぶ者あり）

◎国民健康保険事業特別会計における国庫支出金の返還について

次に、国保特会における国庫支出金の返還についてであります。新聞報道によれば、去る11月8日、国民健康保険事業会計の経理をめぐり、札幌市など43市町と2広域連合が不適切な処理によりということで8億1,590万円過大に受領したとありました。私は不適切というか、このことについて若干問題があるのだなというふうに思うのですが、この会計処理は、道の指導の下で国保利用者の医療費に対する国の療養給付費負担金とそれから市町村の国保会計を支援する財政調整交付金という形だと思うのです。

それで、北海道においては、これらの運営に当たって、どういう形を国、道、市という形の中でいろいろな指示をしていたのか。私は本市に誤りがあるというふうには思わないわけです。ですから、そういう形のいろいろなやりとりというか、研修などがあったのではないかと思うのですけれども、この件について御説明をお願いいたします。

○（医療保険）国保年金課長

国保特会で国庫支出金の返還金が発生した経過についてでございますけれども、平成22年6月に北海道と市町村に会計検査が入りまして、地方単独事業の調整率の適用に誤りがあり、国庫負担金の過大交付が指摘されました。原因は、北海道が市町村に提示した調整率一覧表の誤りによるということが判明いたしました。その後、全道的な調査が行われまして、25年3月に北海道から全市町村の最終的な事後調書を会計検査院に提出しております。その後、7月に道の担当課長がこれまでの経過を小樽市に説明に来ております。その際の道の説明によりますと、一覧表の調整率が会計検査院の示した一部負担金相当額の捉え方による算定方法により、適用したものと違っていたとのことでしたが、北海道といたしましては、厚生労働省が具体的に算定方法を示しておらず、明確な対応をしていなかったことに問題があるとの説明を受けたところであります。その後、11月7日に会計検査院から国に対しまして24年度の決算検査報告が行われた際に、この件においても公表されております。小樽市の返還額につきましては、療養給付費負担金が18年度から21年度までのもので3,338万円、財政調整交付金が19年度から21年度までで1,589万円、合計で4,927万円となっております。これにつきましては、年明けの26年2月に返還額の再確定通知が国からございまして、4月下旬までに返還金を納付する予定となっております。

○佐々木（茂）委員

この新聞報道で申しわけないのですが、さらに膨らむという記述がありますけれども、これで確定ということではよろしいのでしょうか。

○（医療保険）国保年金課長

小樽市の分については、これでほぼ確定でございます。

○佐々木（茂）委員

道のコメントとして、再発防止に努めるという説明があったような記述がございます。これについては、簡単に言えば不適切処理というか、私としては表の見誤りという形ですから、私も立場上、不適切とか不的確とかいろいろ

ろな言葉はちょっと納得いかないものですから、その辺について道の再発防止等の通知についてはどういう内容であったか、お聞かせいただきたいと思います。

○（医療保険）国保年金課長

道の説明では、国にも責任があるということを言っていたので、特に再発防止策については説明を受けておりませんが、まず一覧表を作成した経過についてる説明があったのですけれども、その一覧表を市町村を対象にした補助金の事務研修会で示していたことで全道的な影響に広がったということです。

○佐々木（茂）委員

今回はいろいろと福祉部のミスが指摘されているのですが、これはそういうミスではなくて、国と道等の指導の下、本市が直接の要因でなかったというふうに認識をしたところであります。

○委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 02 分

再開 午後 3 時 24 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

○齊藤（陽）委員

◎ふれあいパス事業に係る利用者負担の見直しについて

先ほども質問がありましたけれども、まず、ふれあいパス事業に係る負担の見直しについてお伺いいたします。

福祉部地域福祉課では、11月21日付けで平成26年度以降のふれあいパス事業について、本事業を継続するためということで、市の負担軽減は行わず現状の予算を上限とし、また事業内容の切下げになるような制度の改正は行わないかわりに、利用者の負担を現在より20円引き上げて130円にして26年度予算に盛り込んでいきたいということで、報告されました。この理由について、ごく簡単でいいのですが、もう一度説明していただきたいと思います。

○（福祉）地域福祉課長

ふれあいパス事業の負担は、現在、利用者が110円、市が60円、事業者が40円でございますが、このたび運賃改定が事業者である中央バスで予定されているということで、運賃自体がまず10円上がります。それに加えまして事業者から、経営状況が非常に厳しいので、今の40円の負担を10円下げて30円にさせていただきたいという話がありました。これらのことから、20円分を小樽市あるいは利用者が今後負担する形になるのですが、市としましては、今以上の財政負担は難しいので、この20円については利用者に負担をお願いするという方針を決めたという流れでございます。

○齊藤（陽）委員

先ほど生活支援ハウスの件で、平成25年度の行政評価が議論になっていましたが、ふれあいパスに関しては、24年度の行政評価がかかっているというか、前提になっているといった形だと思います。今年6月に公表された平成24年度行政評価の実施結果では、財政健全化の観点から見直しが求められる特定見直し項目12事業というのがあり、この中にふれあいパス事業が入っています。事業の必要性、受益者負担の増などによる経費削減が検討課題ということになっていたわけです。このような評価の視点について、福祉部がこの事業評価の自己評価というか、一次評価があるのですけれども、それは福祉部みずからの判断ということだと思っておりますが、前段述べたこの事業の

必要性、受益者負担の増などによる経費の削減ということを検討するのだという、こういう視点も福祉部の判断ということでもよろしいのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

平成24年度の行政評価の関係でございますけれども、25年度は25年度予算のうち一般財源が多いものについて、1、2事業程度を各部局に対して総務部と財政部が抽出して検討するように指示があったのですが、24年度はおおむね10年以上の長期継続事業、それから特定見直し項目ということで、財政再建の観点から事業の見直しが必要だと思われるものに対して、総務部と財政部が見直しの視点を附記した形で各部局に見直しをするよう指示があったということです。

○齊藤（陽）委員

言わんとするところは、ふれあいパスについての事業の必要性あるいは受益者負担の増による経費削減というのは、福祉部が考えたことではなくて、総務部、財政部の観点でこういうことが求められたということだと思うのです。そうだとすれば、このような形での経費削減という、そもそもこの行政評価の視点について福祉部としてはどういうお考えをお持ちか、どう受け止めるかというところはどうでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

見直しの視点というのは、委員がおっしゃいましたとおり、事業の必要性、それから受益者負担の増による経費の削減を検討しなさいという指示だったのですが、まず必要性については対象者のうち、実際に交付しているのは約6割ですけれども、この中から要介護度3以上の方を除けば、大体7割以上に交付していることとなります。そういう意味では、高齢化が他市に比べても急速に進む本市にとっては、社会に参加して元気に楽しく暮らしていただくという、こういう事業の趣旨からいきますと、この事業については必要性があり、妥当であるという判断をしました。

○齊藤（陽）委員

福祉部としては、そういう必要性のある事業だという見方で受け止めておきますけれども、基本的なことです、この行政評価のときに評価の視点というのがうたわれていまして、その事業の妥当性というのが最初に来るのです。社会的ニーズに適合しているか、これが必要性に当たると。また、市が実施することが妥当かというのが公共性。この必要性と公共性があるって初めて事業の妥当性があるということになるという論理構成になっているのですけれども、この社会的ニーズに適合しているかという部分は今たぶん言った部分ですが、あとは市が実施することが妥当かという、公共性のところについての考えはどうですか。

○（福祉）地域福祉課長

公共性についても、おおむね7割の高齢者の方が利用していることからすれば、公共性については妥当であるというふうに考えます。

○齊藤（陽）委員

そういう必要性や公共性を含めて、ふれあいパス事業というのは、本市が行う事業として妥当なものだという認識は持っておられるという確認ができました。

それで、そういう妥当な事業であるにもかかわらず、なぜ今この受益者負担の増だとか、経費削減が求められるのかという、妥当な事業なのであれば無理に削るという話にはならないのではないかと、当然そう言われると思うのですが、その考え方はどうですか。

○（福祉）地域福祉課長

この評価の視点の中で、事業の効率性又は事業の改善という項目がございまして、自己評価についてですけれども、今後、高齢者の増加や本市の財政状況を考慮すると、現在の制度のままでは継続が困難と認められることから、対象者について所得制限の設定、利用限度額の設定あるいは対象年齢の引上げなどの検討を行うという福祉部とし

での自己評価をしています。

○齊藤（陽）委員

それで、効率性の観点からどうなのだという検討をされたわけですね。実際にその削減が可能なのかどうかという部分で、検討をされた。年齢要件や所得制限、利用制限について検討されたということなのですが、これらの検討結果はどうだったのですか。

○（福祉）地域福祉課長

まず、年齢要件の引上げについてですが、これについては高齢者が積極的に社会に参加して、心身の健康保持と生きがいの創出に資するという目的からしましても、現在は70歳以上の高齢者を対象にしていますけれども、これ以上の引上げというのは趣旨にそぐわなくなってしまうのではないかという判断をしました。

また、所得制限も今申し上げましたとおり、高齢者が積極的に社会に参加していただくという趣旨からいけば、所得の制限はなじまないのではないかなという判断をしました。

また、利用制限につきましては、どの方がどのぐらいこのふれあいパスを利用しているかという詳細なデータがない中で、例えば10冊なり、11冊なりという制限を設けるというのはなかなか現状では難しいという、これらの判断をいたしました。

○齊藤（陽）委員

確かに10回分で1冊ですから、10冊ということは月1冊に満たない回数というか、1冊に10回利用する分があるわけですから、普通バスというのは往復乗りますから、そうすると月に5回ぐらいの利用というか、5往復程度が平均的な利用で、それ以上使う人もいないかもしれませんが、利用としてはそんなに膨大な利用頻度というふうにも考えられないわけですから、そこら辺をいろいろ考えますと、利用制限というのもなかなか難しいのではないのかなと思います。確かに今おっしゃるように、利用制限をすることによって、今のふれあいパスという事業の価値が、値打ちが切り下げられてしまうという危険が非常に大きいと思うのです。

そういう中で、今、財政的な観点から求められて経費の削減が可能かどうかということを検討した結果、それは制度の趣旨に照らして難しいです。具体的にこれに制限をかけるという話にならないということがある程度検討結果として出てきた。それであるにもかかわらず、さらに今出ている議論というのは、事業者の負担を軽減しなければならないという話が出てきているわけです。ふれあいパス事業というのは、本来は高齢者のいろいろな社会参加といった部分を下支えするという意味で、我々の先輩たちが議論を重ねて、高齢化が進むこの小樽市にとって極めて必要性が高い、独自に長年行ってきた事業であるわけですが、これを削減といいますか、そういう方向に、事業者の負担軽減までも利用者に負担を持っていくということは、どう考えても筋が通らないのではないかと思います。事業者が負担に耐えられないということであれば、市の政策的判断があつてしかるべきかと思えますし、市の負担を増やして補うという考え方がむしろ当然なのではないのかと思うのですけれども、この辺の考え方はいかがでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

本市の高齢者施策として、ふれあいパス事業というのは、今、委員がおっしゃったとおり小樽市としても同じ見解でございます。平成9年度からいろいろな変遷はありましたけれども、ずっと継続して今に至っているということでございますが、24年度の行政評価の項目にもありましたとおり、市の単独事業としては約1億5,000万円というのは突出して多い事業でございます。市の判断としましては、今の財政状況からしますと、今の1億5,000万円を削る検討はしたけれども、削るのは無理だと。今の予算額の約1億5,000万円はもう上限で、もう限界だと。それ以上上げるとはもう無理だという判断をした中で、この事業を継続したいためには、20円は利用者負担をお願いするしかないだろうという結論に至ったわけでございます。

○齊藤（陽）委員

20円のうち10円分は消費税増税分ですから、これはある意味、最小限やむを得ないかということもありますが、事業者の負担軽減分までを今この時点でさらに10円の負担を利用者に求めるということは、先ほど10円増やした分が2,200万円という想定だったのですが、2,200万円程度ということを考えてとしても、少なくとも、この事業者の負担軽減分については、私どもの公明党としては、財政の無駄というのは許されないので無駄なことは節約すべきですけれども、本事業については無駄なことではないというふうに考えますので、経費削減を目指すのではなくて、むしろこの利用者である市民にとってのサービス内容を充実させる、あるいは維持するということを根本に置いて、財政支出が2,200万円増えたとしても、これはいわば小樽市の看板事業というか、他市に誇ってもいいような大事な事業だと思いますし、これはしっかり力を入れてやっていくべきだと考えますので、改めてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○福祉部長

そのあたりのところでございますけれども、今定例会の予算特別委員会などでも小樽市の財政状況について改めて質問があって、財政部で答弁しておりますけれども、財政調整基金がこの先なくなっていくであろうというようなことですか、他会計からの借入れは返さなければいけないという財政事情もあるという答弁をしておりました。

そのような中で、市としても、ふれあいパスをなくすことはできないということ、また今回、事業者からは現在の負担のままでは平成26年度は協力できないという申入れがありましたので、そういった要素を含めまして、ふれあいパスを続けるためには、今回示した方針以外になかなかないのではないかと示したということで、その点はまず方向性を御理解いただきたいと思っております。

○齊藤（陽）委員

確かに、事業者は民間企業ですから、赤字を出して大変な経営状態になってもやってくれというわけにはいかないことはわかります。確かにそれはそうなのですが、その負担を全て利用者にというのではなくて、小樽市が政策的にある程度負担するところは負担して、利用者も幾分かは負担をしてという、そういう考え方があっていいのではないかと思います。ちょっと今の部長の答弁には納得しかねるところがございますので、今後しっかり考え直していただきたいと思います。

◎福祉灯油について

質問を変えまして、福祉灯油について1点だけ簡単に伺います。

昨年度もできなかったのです、平成24年度については12月に1リットル当たり89円31銭ということで、おおよそのめどが90円と言われているところで、わずかに下回っていました。今年は12月現在で101円68銭、対前月比では0.8パーセント上昇ですから、昨年と同じぐらいですが、対前年同月比で、前年と比べれば13.8パーセント、14パーセント近い上昇になっています。大きな値上がりであり、十分高騰という言葉でいいと思うのですが、今、市が言っている実施の要件は、急激な高騰、市の財政状態、国、道の支援、この三つの要素を総合的に勘案して判断することになっていまして、現状認識としては、確かに上がっているという高騰は認めるけれども、急激とは言えないというような、一般質問等の答弁を聞いていると、そういうニュアンスに聞こえるのですけれども、では対前月比何パーセント以上なら急激なのか。

そういうことや、あるいは急激ではないということが総合判断において実施しないと決定したわけですが、その実施しないと決定に当たって、その急激でないということがどの程度の重さで判断されているのかと。国、道の支援がないということや市の財政状況といった要素と比較して、ウェイトとしてどの程度だったのだろうか。現在の上昇率といいますか、高騰の状態が、判断にどのような影響を与えているのか、どちらが重いのかということをお後のために確認しておきたいと思っております。

○（福祉）地域福祉課長

福祉灯油につきましては、委員もおっしゃいましたけれども、急激な高騰を見た場合に福祉灯油の実施の有無について検討することになっておりますが、今、灯油の価格というのは、もう 2 年ぐらい前からずっと高どまりをしております、そういう意味では前月、前々月と比べて急激な高騰ではないにしても、生活に直接かかわる灯油価格が 2 年前から高騰しているということは、市民の皆様には大きな影響を与えていることは理解しております。今のところ実施を見送っておりますけれども、やはり一番大きな理由としては国や道からの財政的な支援がないということが一番大きくて、市の財政状況を鑑みても、それらの支援がなければなかなか実施については難しいという見解でございます。

○齊藤（陽）委員

今の灯油は高騰、確かに値上がりしてしまっていて、市民生活にとって非常に大きな影響を与えていると思いますので、その点はしっかり確認していただきたいと思います。

◎陳情第 322 号（共同保育所ポップの家の解体及び清算費用の経費負担方）について

最後に、陳情第 322 号について関連してですが、確かに今まで、1971 年以来ずっと頑張ってきたというか、非常に本市の保育に貢献をされたことは十分わかるのですが、ただ、閉所に当たっての解体、清算に要する費用を市が支出することに妥当性があるのかどうかということで、法的な根拠があればお示しいただきたいと思えます。また、法的な根拠とまでは言わなくても、政策的な公金を支出すべき理由が考えられるのかどうか、市としてのお考えを伺いたいと思います。

○（福祉）子育て支援課長

今回の陳情の内容に関して市が支出する妥当性ということでありまして。支出について法的根拠があるかどうかということについては、直接的に支出をしなければならないといった規定はございません。

また、政策的に交付金を支出すべき理由に該当するかどうかということでございますけれども、先ほど御質問にもありましたが、認可外保育施設として、このポップの家ばかりではありませんけれども、幾つか認可に準じて不特定多数の子供の保育を担っていただいている施設に対しては、市の保育体制を補完していただいているといったことで、政策的に運営費の補助金を支出してきているところであります。

このたびの陳情の内容につきましては、解体等が主たる理由でございます、その内容につきましては、やはり補助金支出となりますと、今申し上げたような行政目的の関係でありますと、また公益性の面からやはり補助すべきか、また可能かどうかという点を検討しなければならないと考えているところでございまして、その解体を主とする内容について補助することについては難しいものというように認識しているところでございます。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○齋藤（博）委員

◎ふれあいパス事業に係る利用者負担の見直しについて

まず、ふれあいパスの質問については、これで 3 人目になるのですが、私ども会派の中でいろいろと検討した部分もありますので、体系的に質問させていただきたいと思えます。

最初に、ふれあいパスの事業を始めてから大分時間がたっているわけですが、この事業の目的を改めてお示しいただきたいと思えます。

○（福祉）地域福祉課長

ふれあいパスの事業の目的でございますけれども、高齢者が積極的に社会に参加し、心身の健康保持と生きがいの創出に資することを目的としております。

○齋藤（博）委員

他会派の先ほどの質問と重複するので申しわけないのですが、今お話しいただいた目的の部分と事業評価で見直しが必要な事業だと結論づけられている部分の兼ね合いについては、ある意味では福祉サービスですから、そういったものについてこういう事業評価をするということ自体が極めてなじまないものではないのかなと思うのですが、その辺についてはどういうふうに整理されているのですか。

○（福祉）地域福祉課長

ただいま申し上げました目的からいきましても、市の福祉施策としては非常に重要な位置づけであるというふうに認識しておりますけれども、ただ一方、先ほどから申し上げておき、小樽市の単独事業としては突出して高い事業費というのも事実でございます。現在の財政状況あるいは今後の財政状況も鑑みますと、見直しすべき事業の一つに上がってくるということは、これはやむを得ないものだというふうに思っています。

○齋藤（博）委員

スタンスの部分もありますし、私のほうもちょっと不注意というか、試行でやっていた行政評価の結果が、老人のまち小樽の極めてユニークな政策そのものがやり玉になるというか、そのきっかけに使ってくるということ自体が果たしてどうなのかなというふうにも思いますし、行政評価自体が試行だったというあたりと、今、課長がおっしゃっているあたりの小樽の財政との兼ね合いでの見解は一致しているものなのですか。試行の段階でやられたことが本予算を組むときのこういう理由に使っていいものなのかという疑問があるのですけれども、その辺についてはいかがですか。

○（福祉）地域福祉課長

この事業評価は、あくまでも位置づけとしては試行でございますが、見直しをするように求められた、抽出された事業については、見直しができるものは見直しをして、それについては平成26年度以降の予算に反映させていくというもこの評価の位置づけになっておりますので、この見直しが予算に反映されるというのは問題ないものというふうに思っています。

○齋藤（博）委員

これは平成24年度行政評価の結果を本年11月21日にペーパーで示していただいているものです。一方で、この消費税の値上げは、昨年、国会を通過して、来年4月1日からというのが、条件はいろいろとついていたけれども、これはいくのかなということになっていたわけで、昨年秋ぐらいには大体決まっていたと考えているのですが、もう一つ、ある事業主からの相談というのは、いつぐらいから始まったものなのですか。

○（福祉）地域福祉課長

事業主からの相談というのは、実は平成23年度中ぐらいからございまして、市内路線が23年度決算において赤字になりそうだということで、今後この事業に当たっていると協議をさせていただきたいという話がありまして、24年度になりまして、23年度決算の赤字がはつきりました。さらにその赤字が24年度も拡大しそうだという話がありまして、25年度には負担の見直しをお願いできないかというお話がありましたが、その消費税の問題もございまして、25年度に仮に負担を見直した場合に、26年度に消費税が上がるということで、もし25年度に何らかの見直しをすると2年連続の見直しになってしまうと、利用者の混乱も起こりかねないということで、25年度については引き続き同様の条件をお願いをしたいという話で、一応事業者側からは了承をいただきました。

今回、正式に11月11日付けで事業者から申入れがございました。これは今申し上げました負担の見直しについての正式なものでございまして、内容としましては、経営状況が非常に厳しいと。23年度赤字になって、24年度さらに赤字になったことに対して、この事業への協力についても非常に負担になっているので、負担の軽減をお願いしたいと。さらに、負担の軽減がなされなければ、26年度以降の契約も難しいということまでその申入れにはございます。それともう一つは、消費税の関係で運賃改定を予定しているということで、その2点について正式に文書で

申入れがあったものでございます。

○齋藤（博）委員

1 人の人間がずっと考えているわけではないのでしょうかけれども、話を聞くと、小樽市は平成23年ぐらいから、中央バスから今の負担率の見直しという問題提起がされていたし、24年になると消費税の問題が出るという話が出てきていると。ですから、すぐくうがった見方をすると、行政評価でどうしたこうしたという問題以前に、ふれあいパスの料金改定の部分は問題化されていて、行政評価によって特定事業に位置づけられたというのは、極端に言うとな後づけみたいな話ではないかなという印象を持つのですけれども、その辺の経過はどうなのですか。

○福祉部長

ちょうど時期が重なったというのは確かにあります。中央バス側からは負担の軽減を求められてきていましたけれども、こちらとしては、やはりふれあいパス事業を担う公共交通機関の役割ということも前面に出しながら、協力をお願いしてきたのも事実です。それについては、今回やはりもうそれは限界だということになりましたし、消費税の関係もありましたし、できれば市としては、例えば10円アップの中で何か市の負担も軽減できればという思いがあったのですが、事業者側からも負担の軽減を求められてきたものですから、なかなか設計がもうできなくなってきたということで、先ほどの繰り返しになりますけれども、市の財政負担の限界点もあるということで、今回のような方針を示させていただいたところです。中央バスも、今後、最終的には料金体系の標準化といいますか、今、市内の一般のバスカードは9パーセントの割引ですが、究極の目標はそこにあるということなので、今回はその中間地点でいったんは納得していただけるようですけれども、また今後9パーセントということで御要望が来る可能性は十分にあるのではないかと考えております。

○齋藤（博）委員

一つの10円は事業者から市で持ってくださいという話で、もう一つの10円は消費税値上げ分と言われているのですが、今210円でそのうち10円が消費税かと。それが8パーセントになると実際に220円では上がりすぎるのではないのかというふうにも受け止められるわけです。いいか悪いかという議論は別として、もうすぐ消費税10パーセントというのが議論されています。軽減税率の導入などのいろいろな議論がこれからあるかとは思いますが、ある意味では消費税が10パーセントになるというのが視野に入っている時代ですから、今回8パーセントに上がるときに10円を上げてきたときに、さらに2パーセント上がって10パーセントになるときの議論というのはされているのですか。

○（福祉）地域福祉課長

現在210円でございます、それで8パーセントになりますと216円になります。中央バスとしては、これは国の通達によるものですが、8パーセントを掛けて四捨五入をするという指導がありましたので、中央バスとしては210円にするということでございます。その4円については事業者側の利益にしますと、便乗値上げになってしまいますので、事業全体でこの4円分については吸収するという方針をとってまいまして、具体的には定期券やほかのカードを現行のままの計算にすることによって、4円分を事業者の利益にしないという調整をするというふうに聞いております。それで、10パーセントになる平成27年度ですけれども、事業所側からの予定としては、220円のまま変えない予定であるというようには聞いております。

○齋藤（博）委員

小樽市の方針は聞かせていただきました。

次に、実態についてお知らせいただきたいと思います。ふれあいパスの対象となっている方の直近の数字が、どのぐらいの割合で増えていっているものなのかという数字があったらお知らせいただきたいと思います。

あわせて、決算でいいですけれども、小樽市の実際の持ち出しの推移を示していただきたいと思います。

○（福祉）地域福祉課長

割合については、今は記載された資料を持ってきていないので、実人数と額についてお知らせします。過去 3 年で申し上げますと、平成 22 年度の対象人数が約 3 万 3,000 人、23 年度の対象人数が 3 万 3,600 人、24 年度が 3 万 4,000 人になっています。また、これに係る扶助費でございますけれども、22 年度が 1 億 4,600 万円、23 年度が 1 億 4,600 万円、24 年度が 1 億 4,300 万円になっています。

○斎藤（博）委員

例えば、平成 22 年度と 24 年で見ますと、人数は 1,000 人ぐらい増えていますが、決算額で言うと 1 億 4,600 万円と 1 億 4,300 万円ということで 300 万円ぐらい減っています。前に 10 円上げるときにも、実態に近づけるためにもこういう方法をとりたいのだということを議会で議論した経過があるのですが、実態に近づいたといえればそれでなのですけれども、こういった要因によるものなのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

先ほど申し上げました人数というのは、70 歳以上の高齢者で対象となる人数を申し上げました。この中で実際にふれあいパスを交付している方の人数は別にごさしまして、平成 22 年度で申し上げますと約 2 万 1,600 人、23 年度が約 2 万 2,000 人、24 年度が 2 万 1,500 人になっておりまして、対象者は増えていますが、交付者数は同程度で推移していて微増になっているというような形になっています。この事業の大半を占めますバス事業だけで見ると、22 年度が約 2 万 1,000 人、23 年度が同じく 2 万 1,000 人、24 年度が 2 万人で、これについては減少傾向ということが言えるかなと思います。

○斎藤（博）委員

やはり実態に近づいていけばいくほど、予算的な部分もそうですし、本当にお年寄りでも一定の限界というか、条件が厳しくなってきます。バスで病院に行けるのかという話が出てくると思うので、やはり今この事業の目的である自分でバスを使ってまちに出てこられる人方の社会参加なり、まちに出ていくというか、出していこうというのか、そういった趣旨にどんどん近づいていっているのではないかと、私は今この話を聞いて受け止めました。それがまた 20 円の負担増によって、ずいぶんこの趣旨と違ってくるのではないかというふうに思います。

私も先ほど来議論されているように、この事業というのは中央バスだけの事業ではなくて、中央バスと小樽市が合わせて、この間この制度を維持してきているというふうに理解しています。ですから、中央バスは民間の経営ということを考えると、いろいろなことを言わざるを得ない立場というのも一定理解はしているのです。私は昔、連合の会長をやっているときに中央バスの大会に行ったことがあって、会社の総務部長が全体の挨拶をするのですが、そのときに何を言ったかという、ガソリン 1 リットルが 1 円上がったら 1 年間で中央バスは何億円損するのだという演説をしているのでびっくりしたのですけれども、やはり今の状況は結構厳しいのだろうというふうに思っています。

それは、私たちが今ここでどうこう言える立場ではないのですが、中央バスと小樽市が一緒にやっていて、中央バスが持ちきれなくなってきた分、税と社会保障の一体改革の中で消費税を上げようとしているわけですから、そういった中で発生してきている消費税の負担分を丸ごと利用者に押しつけていくというのは、いかにも芸がない話ではないかなというふうに思うし、それで成り立つのだったら、小樽市の責任放棄ではないかというふうに思ってしまうのです。

そういった意味で、一つは、やはりこの時期にこういった小樽市の考えを聞かせていただいて、来年度の予算編成のためにという話だったと思うのです。わかってくださいという趣旨でお話いただいたのかもしれませんが、私ども民主党・市民連合としても、この 20 円をそのまま利用者にオンしていくことについては、やはりとても納得できるものではないという考えに立っていることをまず示したいと思います。

それで、そういった立場に立っていることを御理解いただいた上で一つ聞かせてほしいのは、仮に小樽市の考え

ているとおりにいくとしたら、回数券もつくっていますし、いろいろ宣伝しなければならないと思うのです。新年度予算が出されてきて、可決されていくまでの時間的な部分があります。仮に私が言っているように、そうはいかないのではないのか。仮にそういう提案がされたにしても、私どもとしてはなかなか、ああそうですかという話にならない。例えばせめて10円でおさめていかないかという話になったときに、事務的な部分でスケジュール的にはどういうふうに考えていったらいいのかということ、この項目の最後にお聞かせいただきたいと思います。

○福祉部長

スケジュール的なお話ですけれども、やはり今回の議論、いずれにしても第1回定例会での最終的な御議論になるのかと思いますが、議論の方向性によっていろいろと、かかわってくるかとは思いますが、実際のスケジュールなどについては、これからまた少し詰めていかなければいけないというふうに思っています。

○斎藤（博）委員

せっかく本日はこういう議論をしているわけですから、私どもの思いなりを十分しんしゃくした新年度予算編成を要望します。そういった意味で、11月21日にいただいた負担の見直しについてというペーパーの見直しを要望して、この項目の質問を終わりたいと思います。

○福祉部長

今回示した方針は、小樽市の方針でございます。今定例会では、本会議でも予算特別委員会でもいろいろと御意見等がございました。そこには市長、副市長も出席してはいたけれども、当常任委員会にはおりませんので、今日の議論の経過については私から報告をするということで、いま少し御理解いただきたいと思います。

○斎藤（博）委員

よろしく報告しておいてください、お願いします。

◎勤労女性センターのバリアフリー化やエレベーターの設置について

次に、勤労女性センターについて何点が聞いていきたいと思います。

最初に、勤労女性センターの建物について、主要な質問はそこなのですが、今さら聞くのも失礼なのですが、何階建てでそれぞれのフロアにどういった利用の仕方をしている部屋があるのか、そういったあたりをまずお聞かせいただきたいと思います。

○（生活環境）男女共同参画課長

勤労女性センターは、鉄筋コンクリートづくりの4階建てでございます。1階にはホールのほか託児室、湯沸かし室、事務室、トイレ、2階には学童学習室、茶室、和室、女性相談室、物品庫、湯沸かし・洗面室、トイレ、3階には講習室、調理講習室、図書室、談話室、物品庫、湯沸かし室、トイレ、4階には講習室、軽運動室、物品庫、湯沸かし室、トイレというふうに各階でございます。

○斎藤（博）委員

次に、勤労女性センターの利用状況についてお尋ねしますが、もし集計しているものがあつたらでいいのですが、例えば1年間に1万人使ったとしたら、年齢構成的にはどういった方が主に使われているのか、聞かせていただきたいと思います。

○（生活環境）男女共同参画課長

利用者の年齢構成ですが、平成24年度の利用についてお答えします。託児と放課後児童クラブの児童数を除く人数で、利用者総数は2万4,831人です。そのうち30歳未満は439人、30歳から39歳までは2,302人、40歳から49歳は2,186人、50歳から59歳は3,783人、60歳以上は1万1,121人となっております。60歳以上が全体の約65パーセントを占めております。

○斎藤（博）委員

放課後児童クラブを使っているというのを別にする、そういった年齢構成にずいぶん偏りがあるようにも思う

のですが、勤労女性センターの主な利用目的というか、利用状況としてはどういったところが多いのか。また、60歳を超えている方が極めて多い印象だったのですけれども、この方々の利用目的がどの辺にあるのかということがわかったら聞かせてください。

○（生活環境）男女共同参画課長

利用目的でございますが、団体利用がほとんどでございます。各団体がそれぞれの目的で利用しています。利用人数の多いものとしましては、フォークダンス、着つけ、コーラス、手芸、会議などがございます。先ほど申し上げました65パーセントを占める60歳以上の方ですけれども、この方たちも今言いましたフォークダンスや着つけ、コーラス、手芸などそういったさまざまな趣味の活動をされている方が多いと思います。

○齋藤（博）委員

実は、私どもは今、議会として市民と語る会という事業を展開しているのですが、先日、生涯学習プラザレピオで市民と語る会をやったときに、勤労女性センターに関する御意見をいただきました。今聞いていると利用者の多くは60歳以上ということで、もっと高齢の方がいらっしゃるのではないかと思うのですが、要は4階に歩いて上っていくことが大変だという御意見なのです。フォークダンスをやっているとと言われて4階に上がれないと言われると、つらい部分もあるのですが、年齢の問題などもあるかもしれませんし、そういったところで、市民と語る会の中では、勤労女性センターの改築、あるいはバリアフリー化といったことについて要望が出されてました。この間、私どもの誰も、それに組み込んだ経過がなかったので答弁できなくて、改めてお知らせしますということで持ち帰ってきている課題でもあるものですから、こういう形で聞かせていただければと思うのですが、4階の集会室を1階に移設していただけないだろうか、そういったことを検討してもらいたいというのが一つです。もう一つは、ごく当たり前のことですが、エレベーターの設置を検討してもらえないのかと、そういった2点の要望が出されているのですけれども、この問題というのは今日、昨日の問題ではないような気がしますので、この間、勤労女性センターや部内で検討した経過があれば、お聞かせいただきたいと思います。

○（生活環境）男女共同参画課長

最初に、4階にある軽運動室を1階に移設することについてですが、1階には事務室のほか、託児室、物置などがあるため、軽運動室を1階に移設しますと、勤労女性センターの基本的な機能を維持することが難しくなると考えております。また、財政的な面からも大規模な工事を行うことが困難な状況です。

二つ目のエレベーターの設置につきましては、これまでも何度か利用者の方から御要望いただいている事項でして、過去にその設置方法について、外出しの設置と建物内に設置するという二通りの方法を検討したことがございます。外出しの設置につきましては、勤労女性センターの土地に対する建物の容積率から、外出し用のスペースが畳半分しか確保できないため、設置が困難な状況です。また、建物内に設置することには相当な工事費が必要となるため、こちらも財政的には難しいというふうに考えております。

○齋藤（博）委員

それはそれで一つ話はわかりましたが、例えばもう少し踏み込んで、今よく言われている耐震化の議論や、それから建物自体もずいぶん時間がたっているの、建物そのものの耐用年数といったことについての議論というのはあるのですか。

○（生活環境）男女共同参画課長

建物は昭和50年の設置で38年を経過しております。以前にも勤労女性センター運営委員会にて同じような要望が出された折に、やはり建物の耐震性や安全性の面から、そちらの構造の検査など、エレベーターの設置を考えて建物を工事するということになる、そういったことも事前に必要になるというふうに考えております。

○齋藤（博）委員

この質問はここで終わらせていただきます。

◎保育所の待機児童問題について

次に、時間の関係があるので、保育所の待機児童問題について何点かお聞かせいただきたいと思います。

最初に、12月1日現在の待機児童の状況についてお聞かせください。

○（福祉）主幹

12月1日現在の待機児童でございますが、国基準で言う待機児童についてはゼロですけれども、入所待ちということでございましたら、公立保育所では1人、民間保育所では13人の合計14人でございます。

○斎藤（博）委員

いわゆる旧基準での位置づけということによろしいですね。

それで、少し聞き方を変えるのですが、公立保育所に限ってでいいのですけれども、現在、公立保育所に臨時職員は何人入っているのですか。

○（福祉）主幹

現在、公立保育所には4週8休や休憩代替など、そういったさまざまな条件等のために、欠員のほかにそういう方もおられますけれども、そういう方も含めまして臨時職員としましては25人おります。

○斎藤（博）委員

今、主幹も少し触れていただいているのですけれども、特別保育をやるときに臨時職員を入れてもらうという、そういう役割の方もいるわけですが、もともと保育士の定員が確保できなくて入っている臨時職員は何人いるのですか。

○（福祉）主幹

現在、公立保育所の定員に対する保育所の配置に対する欠員であります、これは4人でございます。

○斎藤（博）委員

4人は、本来は正規の職員がいなければならないところに職員がいないので入っている臨時職員で、残りの21人は事業展開などといったものために置かれているということですが、25人ぐらいというのは毎年12月ぐらいではこのぐらいの数ですか。というのは、臨時職員の採用が時々行われてきているのでしょうか、大体12月ぐらいになると、毎年20人前後の臨時職員が入っているという理解でよろしいですか。

○（福祉）主幹

現在の資料を持ち合わせていないのですけれども、先ほど申しましたのは、本年4月1日現在の臨時職員数でございます、それ以降となると毎年は障害児対策の関係の特殊な作業などといったことで増えてくるのですけれども、それは若干名ということで、ほぼ同数の臨時職員数だというふうに考えております。

○斎藤（博）委員

私が心配しているのは、この時期に例えば障害を持った子供を見てもらえませんかといったとき、いろいろな議論経過の中で必要な場合は臨時職員の配置ということになるのですが、それが手配できなくて、入所を待ってもらっているということがあるのか、ないのかという心配があります。その場合は、今言われている待機児童数の中に入っているのかどうかというのも、あわせて聞かせてください。

○（福祉）主幹

本年に限ってはございません。

○斎藤（博）委員

そうですか。では、今のところは障害保育とか延長保育などをお願いしていて、臨時職員の手配が間に合わないというか、もういないので、手配できませんのでごめんなさい、そういった状況ではないと理解してよろしいですね。

○（福祉）子育て支援課長

先ほどの障害児のところで少し補足させていただきますけれども、直接的に保育士が得られず入所待ちとしてカウントしたということではございませんが、一部保育所の障害児入所指導委員会を開催して、それからの入所ということになりますので、書類をいただいたり、関係機関等に出したりということがありますので、そういったことでその当該の期間、ちょっと入所待ちということでカウントする場合はございます。保育士が得られなかったということではございませんけれども。

○齋藤（博）委員

そうなら困るなということで、質問させていただきました。というのは、市内のいろいろなところで臨時の保育士の確保が極めて困難になっているという話が飛び交っているように聞こえてきます。それが結局これから3月いっぱい、例えば障害児を入れてくれないかとか、延長保育をしてくれないかという話をしたときに、今おっしゃった判定会議とかいろいろなこともあって必要だと、その子を入れるならやはり臨時をつけないと無理だとなったときに、とまってしまうのではないのかと。そういったことになるおそれが、臨時保育士の需給関係の実態からいって極めて危惧される状況なのですが、今後、この3月までについては、どういった見通しをお持ちかお聞かせいただけますか。

○（福祉）子育て支援課長

先ほど12月1日の状況というお尋ねがございまして、今は3か所の保育所でこうした入所待ちの状況が出ているという現状でございます。見通しとしましては、3か所の施設で公立が1か所ございますが、これについては施設上ベビーベッド等も必要ですけれども、現状の入所児童数からしますと追加でそうしたものを設置してというのはなかなか難しいものですから、そういったことでちょっと推移しているということもございます。

また、民間の保育所におきましては、特にゼロ歳児が1か所で11名というところが出ているのですが、ここ何年か保育の需要が地域的に高まっておりまして、東南部の地域ですけれども、今年は特に例年になくゼロ歳児は6人の定員に対して17人の入所という現況でございまして、そこにさらに6人のゼロ歳児の申込みが出てきている、極めて集中の度合いが強いといった状況もございます。

また、東南部といいますか、そういった方面でもう1か所、ここもゼロ歳児を中心に、結果的にここは、今申し上げたもう1か所の東南部と同様でございますが、保育士が得られていないということで入所待ちとなっております。事業者においてはこれまでも臨時保育士の採用をいろいろしてきているのですけれども、現時点ではこういった状況ですので、引き続き努力されるというふうには伺っているところでございます。

○齋藤（博）委員

前からこの問題を取り上げていますけれども、4月1日時点で4人の臨時保育士を公立保育所で欠員のために採用して働いていただいているので、こういったことをさせていると、市内で働く臨時保育士の数は大体決まっているみたいなので、どこでとってしまうかという話で結局底をつくという話になるのです。できたら小樽市の4月1日現在では、欠員補充で臨時保育士を入れなければならないようなことは避けて、やはり事業展開によって、必要に応じて臨時保育士で対応するといった体制をとっていかないと、結果として年度の途中になると、例えば障害を持った子供とか、延長保育を希望する家庭の子供が待機児童になってしまうのではないのかということをもう何回も指摘してきているのです。改めてそういった新年度の4月1日には、少なくとも公立保育所の職員配置については十分努力してもらいたいと思うのですけれども、このことについていかがでしょうか。

○（福祉）主幹

臨時職員の数について、齋藤博行委員からはそういった御指摘をいただいているのですが、保育士の不足というのは、御指摘以外にも全国的に大都市を中心とした待機児童解消のための方策がとられている中で、保育士が採用されていくということで地方都市がだんだん少なくなっているという、そういった状況も1点ございます。私

どもとしては、公立保育所の正規保育士の配置については、できるだけ今の欠員状況は解消していきたいというふうに考えておりますので、ただ一遍にはできないかもしれないのですが、これについては計画的に解消していきたいというふうに考えてございます。

○斎藤（博）委員

この項の最後ですが、民間保育所の実態を見ますと、16か所の民間保育所のうち9か所、半分以上の保育所は入所率が100パーセント、110パーセントを超えています。一番多いところは143パーセントで1.5倍ぐらいの子供が入っているという実態が16か所のうち9か所あります。そういった民間保育所の実態の部分もあるので、今日はそのこと自体の中身の話はしないのですが、そういった中で例えば先ほど子育て支援課長がおっしゃった保育所などは、確かに定員が117パーセントも入っていて、特にゼロ歳児がもう満杯状態で待機児童が発生しているということもあるのです。一つ心配なのは、桂岡保育園は55人の定員に対して34人しか入っていないので、入所率が62パーセント弱という状況ですが、ゼロ歳児の待機児童が発生していると聞いているので、これこそ保育士が確保できなくて発生しているのではないのかというふうに心配する部分があります。もう一つは、例えば銭函保育所において桂岡保育園に移りたいといっても、なかなかスムーズに異動できないという実態なども聞こえてきますが、そういった事実を押しえているかどうかを聞かせてください。また、銭函保育所と桂岡保育園に関しては、第3回定例会でも新しい銭函保育所の定数をめぐる議論の中で、銭函保育所と桂岡保育園をパッケージで地域の保育需要に応じていくという設計だということを繰り返しやりとりしました、それでいいのかと。そのときはやはり桂岡保育園もそれ相応の児童を受けてくれるだろうと、そういった前提に福祉部も立られていると思うのですが、例えば入所率が62パーセント弱で待機児童が発生すること自体がいかげなものかと私は思うものですから、こういった事実についてどういうふうに押しえているかお聞かせいただきたいのと、その将来設計について第3回定例会で議論があった部分について大丈夫なのか、その2点についてお聞かせいただきたいと思っております。

○（福祉）子育て支援課長

桂岡保育園の入所待ちの状況でございますけれども、12月初日現在のものにつきましては、ゼロ歳児が2人になっております。それから、聞いているところでございますけれども、現在、銭函保育所に入所して桂岡保育園へ転所の要望をお持ちの方が児童としては2人ということで、この歳児につきましては、ゼロ歳、1歳ということで、入所待ちの2人と同じように低年齢に集中しております。そういったことで都合4名の希望になるのですが、桂岡保育園といたしましては、この間いろいろと臨時保育士の追加募集をしまして、当然ハローワークに募集を出してやっておりますし、結果として面接をして採用に至らずという例も中には若干あるようですし、また大学、専門学校等のルートも通じていろいろ保育士の確保に努力をしている現状であるというふうに伺っております。そうしたことで、事業者としては引き続きそういう形で取り組んでいくというふうには聞いております。

次に、将来的にということで、第3回定例会の話がございましたけれども、私どもは、認定こども園という形態ではございますけれども、あくまで認可保育所としては一つの保育所でございますので、決められた歳児別の定員なりそうしたものの受入れと申しますか、そういったことについては事業者として最大の努力をしていただく、そのように考えているところでございます。

○斎藤（博）委員

今の実態については、また議論をしたいと思っております、心配な部分もあるので。課長がおっしゃるように、うまくいけばいいというふうに思っています。

◎過疎地域の指定による障害福祉サービス利用者への影響について

最後に、障害福祉サービスの特別地域加算について、過疎地域の指定の意味について聞きたいのですが、小樽市が過疎地域の指定を受けました、特別地域加算の対象地域になりましたという話をして、受給者証への記載が漏れていたことについての報告がありました。事業者は100分の15を利用料にオンすることができるようになったのです

けれども、これは見方を変えて利用者の立場から見たときに、この過疎地域の指定を受けた場合に、どういふ影響があったのかを改めて聞かせてもらえますか。

○（福祉）障害福祉課長

過疎地域に公示された場合の利用者の負担につきましては、事業所の収入が15パーセント増えることとなりますので、利用者については、課税世帯の方は利用料の1割を負担するということとなりますので、利用者の1割負担の額の15パーセント分が増えることになるということでございます。

○齋藤（博）委員

それで、過疎地域の指定になったところに私も議会にいたので、いろいろな説明を受けたわけですがけれども、過疎地域の指定になったときに、小樽市民の負担にかかわるような議論というのは、どこの場面でも1度もなかったと思っています。当時はいい話ばかりを聞かされたと言ったらちょっと語弊がありますが、例えば過疎地域の指定になったので、こういうサービスを受けている人は今まで100円だったのが120円になるのですと。だけれども、こちらではもっといいこともあるから了解してくださいという議論があったら、当然今みたい話だったら、私の立場からすると、利用者の負担軽減ということを議論しなければならなかったと思っています。事業主は今回戻ってきて、今回に関していえば、個人の利用者については追及しないということになっているみたいなのでいいのですが、これをまともな議論で言うと、やはり過疎地域の指定を受けることによって、福祉に関係して、例えばこういった市民の皆さんに新たな負担が発生する部分がありますと、そういった説明があってもよかったのではないかと思います。

何が言いたいかという、この説明を聞いて私は気づいたのであって、ほとんど市民生活や市民の利用に関する説明というのがなかったのではないかと思います。私の記憶では、小樽市が過疎地の指定を受けた当時、誰もわからなかったのではないかと思います。個々の制度と過疎地の指定を受けることの影響については。

それから、やはりこういったことをやる時には、記載漏れの問題というのもないとは言いませんけれども、きちんと市民生活にどのような影響があるのかというあたりは、導入する段階で調べてもらわないと、原課に気づけとって気づかなかつたらわからないという話というのは、ちょっと酷だと思いますし、むしろ説明もなく、いきなり新年度に個人の利用料が跳ね上がったら、これは一体何なのかという話になったと思うのです。そういった意味で、今後の課題として、やはり新しい制度をやっていくときには、市民負担の観点でもう少し丁寧な点検をしてもらわないと、議会もスルーだったのですから、市民の負担分は、私たちが全然気づかなかつたのですが、やはりそういった観点での検討をしてもらわないと、結果として今さら市民負担の分をどうしようかという議論をする余地があるのかどうか。今は記載漏れみたいな議論でやっていますけれども、課税世帯であれば負担増につながるのだという話をしているわけですから、どこかでいい面があるのであれば、その分は小樽市として全体でカバーできるかできないかという議論をする、本来はそういうものでなかつたかなと私は思っているのです。そういった意味で、取扱いを今後ぜひ考えてもらいたいと思います。

また、今言っているのは、過疎地域の指定によって新たに何人かみたいな話ですがけれども、新たな負担が発生する人についての手だてというのは、制度だから仕方がないと、今になってしまうとそのような議論になってしまうのですが、これが新規の議論だったらどうにかならなかつたのかと、議論の余地がまだあつたのではないかというふうに私はどうしても思ってしまうので、その辺についてどういうふうにお考えになっているか、お聞かせいただけませんか。

○福祉部長

平成22年のときは、恐らく市役所の中で点検などしたのは、当時はいわゆる過疎法の中にいろいろと規定されているものがどう影響するかという観点では点検はしたのだと思うのですが、今回の特別地域加算というのは、その外にある障害福祉サービスにかかわった厚生労働省の告示で示されたものですので、いわゆる過疎法の全庁的な

点検の中では出てこなかったものだと思います。結果的には、担当のセクションで本来はチェックすべきものが残念ながら漏れていたためにこうなったということになりますが、今後の取扱いという意味では、どういう答弁をすればいいかわからないのですけれども、当時はそういうことであったということが一つです。

また、新規の議論になったらどうなるかということでしたが、そのときにさかのぼってどのように対応したかというのはわかりませんが、一般的に特別地域加算の対象となる地域の方は、当然その15パーセント相当の負担が増えると、そういうことで進むという考え方でいったのだろうというふうには想像はしています。

○斎藤（博）委員

私は、もし新規でそういう議論になったら、やはりみんなで議論したと思うのです。どのくらい対象者がいるのか、どのくらい負担が増えるのか、そういう議論ができなかったことが残念だと思っているのです。結果として、今、部長が言うように、議論はあったけれどもオンしましたとなるか、いや、その部分は何かほかの方法でカバーすることになるのかは、これは議論の結果だと思えるのですけれども、そういった議論ができなかったということが、私はちょっと残念だと思います。また、議会も全然そのような認識がなく、過疎地になったという話しかしなかった部分では、ちょっと市民の皆さんに申しわけないという思いもあるものですから、改めて聞きますけれども、この負担分について、今後、小樽市で取扱いについて検討するとか考えるとかという、そういう余地はありますか。

○福祉部長

今回の件ですけれども、最初に17世帯の方に利用者の負担が発生するわけですが、戸別に訪問して丁寧に説明して、負担については御理解を求めているというふうには考えております。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 50 分

再開 午後 5 時 12 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○上野委員

自由民主党を代表して、陳情第322号共同保育所ポッポの家の解体及び清算費用の経費負担方については、不採択の立場で討論をいたします。

陳情趣旨にもありましたが、共同保育所ポッポの家は、小樽市で初めて産休明け保育を開始し、その後も長きにわたり小樽市の保育について、地域の要望に応えるべく先駆的また補完的な取組をされてきた御功績には深く敬意を表するとともに、これまでの保育への取組は今後も小樽市において必要なものと考え、会派としても行政に強く要望していくものであると考えます。

しかしながら、ポッポの家は民間の事業所であり、一般の認識として、保育所に限らず、どの業種においても民間事業者の運営責任は民間事業者みずからが担うものであると考えます。陳情内容については一定の理解をいたしますが、この件のみを他の民間事業者の事情と分けて特別に扱うことは市民の負託を受けている我が会派としては賛同しかねます。

詳しくは本会議で述べさせていただくこととし、討論といたします。

○川畑委員

日本共産党を代表して新たに提出された陳情第322号及び第323号、継続審査中の請願第2号並びに陳情第1号、第310号、第314号、第316号、第320号及び第321号は、全て採択を求めて討論を行います。

詳しくは本会議で述べますが、陳情第322号共同保育所ポッポの家の解体及び清算費用の経費負担方については、同保育所がこれまでの保育行政に貢献してきたことから見ても閉所に当たって支援していくことが必要であり、妥当と考えます。

次に、陳情第323号は、容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書の提出を求めるものです。廃棄物・リサイクル問題の解決のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会から脱却し、環境への負担が少ない環境型社会を推進することが必要です。現状においては、収集は市町村、再商品化は事業所、分別は消費者となっているが、プラスチック容器の処理作業や経費は自治体が肩がわりさせられ、事業者はリサイクルの費用の一部負担だけという実態です。容器包装の拡大生産者責任を強化するなど、容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用促進のため、陳情趣旨の願意は妥当、採択を求めます。

継続審査中の請願2号JR南小樽駅のバリアフリー化の要請方について及び、陳情第310号銭函駅へのエレベーター設置方については、市議会の市民と語る会においても強い要請がありました。今この時期に採択し、市が積極的に推進する必要があります。

その他の継続審査中の陳情については、いずれも採択を主張し、各党派、各議員の皆さんの賛同を呼びかけて討論いたします。

○斎藤（陽）委員

公明党を代表し、陳情第322号共同保育所ポッポの家の解体及び清算費用の経費負担方について、不採択を主張して討論を行います。

共同保育所ポッポの家は1971年の開所以来、40年以上にわたり、本市の子育て支援、特に認可保育所において産休明け保育が開始されるまで、市内唯一の施設として先駆的に本市の産休明け保育を一手に担った貢献は特筆すべきものであります。しかし、認可保育所の補助事業の多様化、少子化の進行などにより、入所児童数が補助対象となる人数を下回り、平成25年度での閉所が決定されたということでもあります。これまでの本市保育事業に果たされた貢献に対し、深い敬意と感謝を表すものであります。

しかし、閉所に伴う建物の解体及び清算に要する費用を本市の公金をもって負担する法律上の根拠はありません。また、市の政策的判断もその事業の公益性を前提とし、一定の行政目的に合致するものでなければなりません。法的根拠なく、また、その他の合理的な理由を示すことなく、特定の民間の財産である施設の解体等に公費を支出することはできないと考えます。

したがって、陳情第322号は不採択の態度を表明し、討論いたします。

○斎藤（博）委員

民主党・市民連合を代表して、陳情第322号共同保育所ポッポの家の解体及び清算費用の経費負担方については、継続審査を訴え、討論いたします。

1971年の開所以来、市内における無認可保育所として、共同保育所ポッポの家は、保護者のニーズに柔軟に対応してまいりました。特に、認可保育所が産休明け保育を開始するまでの間、文字どおり市内における唯一の受皿として、大きな役割を果たしてきたところでもあります。今その役割を終えようとしているとき、この間の市内における保育事業に対する経過を踏まえ、陳情者の思いを受け止める余地について全庁的にもう少し検討するべきとの立場から継続審査を主張するものであります。

なお、継続審査が否決された場合には、自席において棄権させていただきます。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第322号について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数です。

よって、継続審査は否決されました。

ただいま継続審査が否決されました陳情第322号について、採決いたします。

採択とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数です。

よって、不採択と決定いたしました。

次に、陳情第321号及び第323号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数です。

よって、さように決しました。

次に、請願第2号並びに陳情第1号、第310号、第314号、第316号及び第320号について、一括採決いたします。

請願及び陳情はいずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数です。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について採決いたします。

継続審査と決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。